

紀北町 子ども・子育て支援事業計画

【改訂版】

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

紀北町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画期間	1
3.	計画の位置づけ	2
4.	策定体制	2
第2章	子どもと子育てを取り巻く状況	3
1.	人口の推移	3
2.	児童人口の推移	4
3.	世帯の状況	6
4.	婚姻・離婚の状況	7
5.	出生の状況	9
6.	労働力の状況	10
第3章	ニーズ調査結果の概要	11
1.	調査目的等	11
2.	ニーズ調査結果の概要	11
第4章	計画の基本理念	23
1.	基本理念	23
2.	基本目標	24
第5章	施策の目標と内容	26
基本目標1	地域における子育ての支援	26
基本目標2	母親と子どもの健康づくりの充実	31
基本目標3	子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備	37
基本目標4	子育てを支援する安全・安心な生活環境づくり	41
基本目標5	仕事と家庭の両立支援の推進	44
基本目標6	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	46
第6章	子ども・子育て支援の具体的事業目標	50
1.	教育・保育提供区域の設定	50
2.	幼児期の学校教育・保育	50
3.	地域子ども・子育て支援事業	52
4.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	57
5.	子ども・子育て支援法に基づく施策の展開	57
6.	総合的な子どもの放課後対策の推進	57

第7章 計画の推進.....	60
1. 計画の推進体制.....	60
2. 計画の進行管理.....	61
資料.....	62
1. 計画策定について.....	62
2. 用語解説.....	64

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

わが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成26年4月1日現在1,633万人（総務省）となり、前年より16万人の減少となり、総人口（1億2,714万人）に占める子どもの割合も12.8%と子どもの数、構成比ともに過去最低となるなど、本格的な人口減少社会が到来する中、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。このため、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

町では、平成16年度に「紀北町次世代育成支援対策地域行動計画（前期）」を、平成21年度に「紀北町次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。

本計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指し、子ども・子育て支援の取り組みをさらに進めるために策定するものです。そして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を定めて、保育・教育事業に対する住民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

2. 計画期間

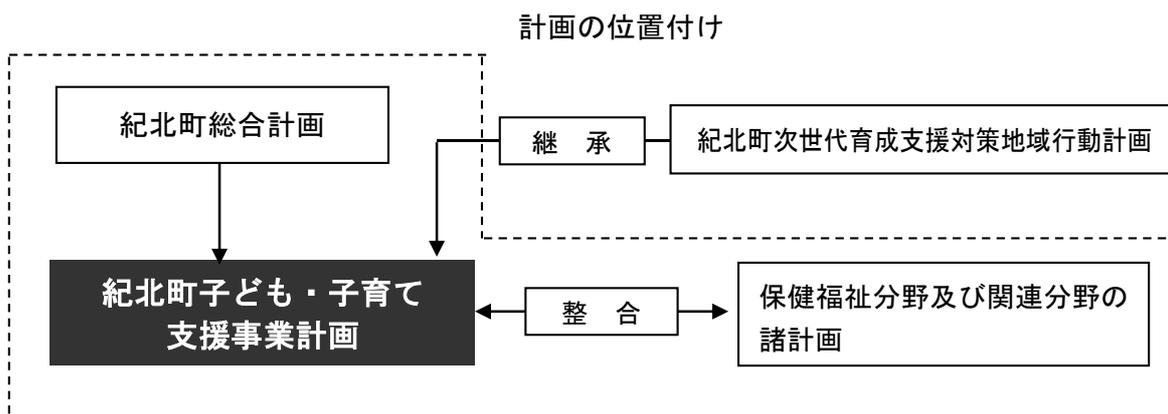
計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づき、同法第77条の趣旨に基づき設置した策定委員会による審議・検討を経て策定していきます。

また、本計画は、これまでの「紀北町次世代育成支援対策地域行動計画」を新制度施行にあわせて発展的に継承して策定し、紀北町の子ども・子育て支援の方向性を示す計画と位置づけます。

そのため、最上位計画である「紀北町総合計画」をはじめ、保健福祉分野及び関連分野の諸計画、男女共同参画推進基本計画など関連分野の計画との調和を図ります。



4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の趣旨に基づき設置した子ども・子育て会議において、審議を行います。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。あわせて、庁内において関係課との連携を図りながら策定・推進します。

また、子どもの保護者を対象に、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、その結果を反映できるように努めます。

第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

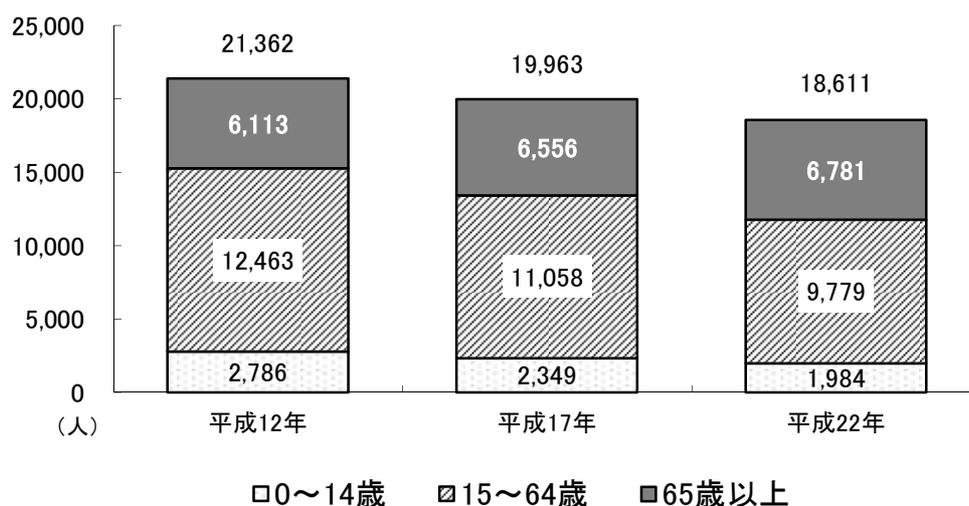
1. 人口の推移

本町の総人口は、18,611人（平成22年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の21,362人から一貫して減少傾向にあります。

年齢別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の構成比は減少していますが、65歳以上の高齢者人口の構成比は増加傾向にあります。

また、年齢別の人口構成比（平成22年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口、生産年齢人口は国や県を下回る一方、高齢者人口は上回ります。

総人口・年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査

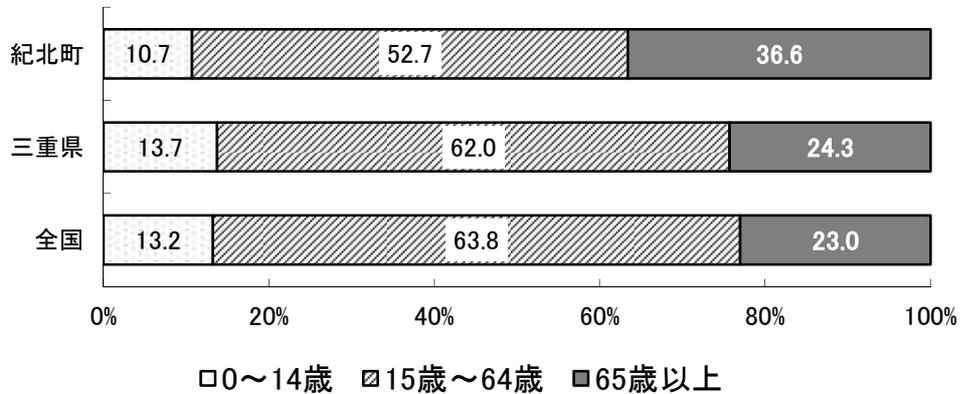
総人口・年齢階層別人口の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	21,362	19,963	18,611
年少人口(0～14歳)	2,786	2,349	1,984
構成比(%)	13.0	11.8	10.7
生産年齢人口(15～64歳)	12,463	11,058	9,779
構成比(%)	58.3	55.4	52.7
高齢者人口(65歳以上)	6,113	6,556	6,781
構成比(%)	28.6	32.8	36.6
年齢不詳	0	0	67

資料：国勢調査

年齢階層別人口構成比の比較



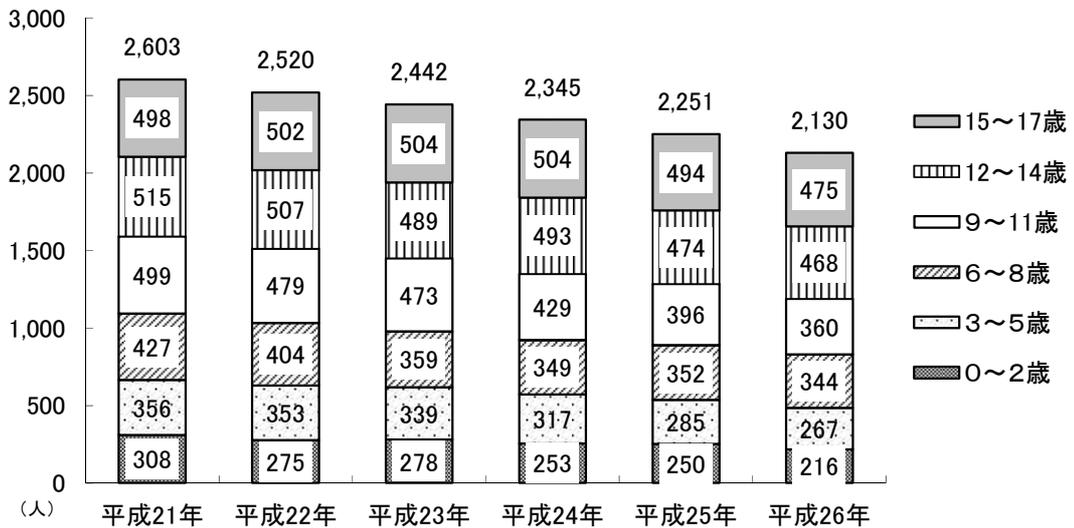
資料：平成22年国勢調査

2. 児童人口の推移

(1) 児童人口の推移

本町の児童人口（0～17歳）の推移をみると、平成21年の2,603人から平成26年の2,130人へと減少傾向で推移しています。

児童人口の推移

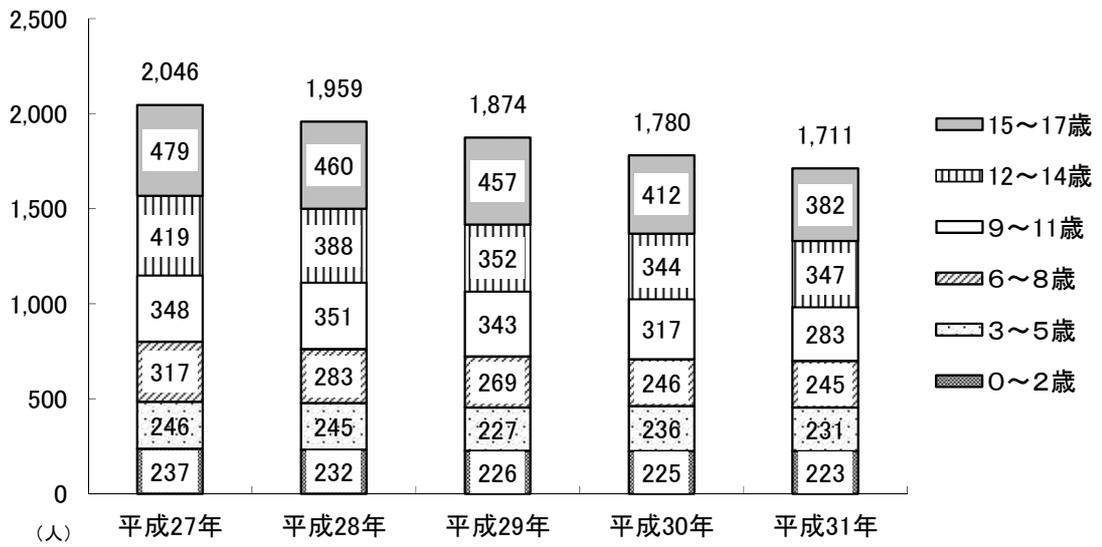


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(2) 児童人口の将来推計

本町の児童人口（0～17歳）の将来推計結果をみると、平成27年の2,046人から平成31年の1,711人へと減少傾向で推移することが見込まれます。

児童人口の将来推計結果



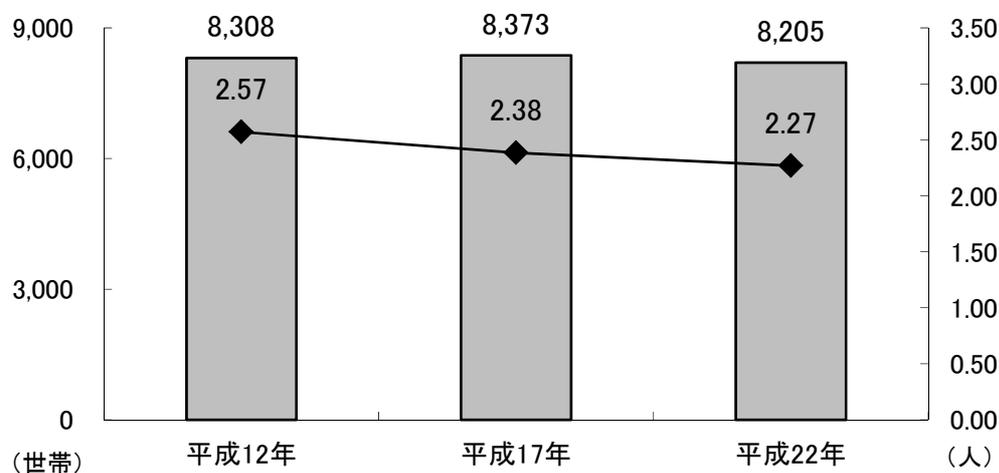
3. 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本町の世帯数は、8,205世帯（平成22年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年では8,308世帯から減少しています。また、一世帯当たりの人員も平成12年の2.57人から平成22年には2.27人へと減少しています。

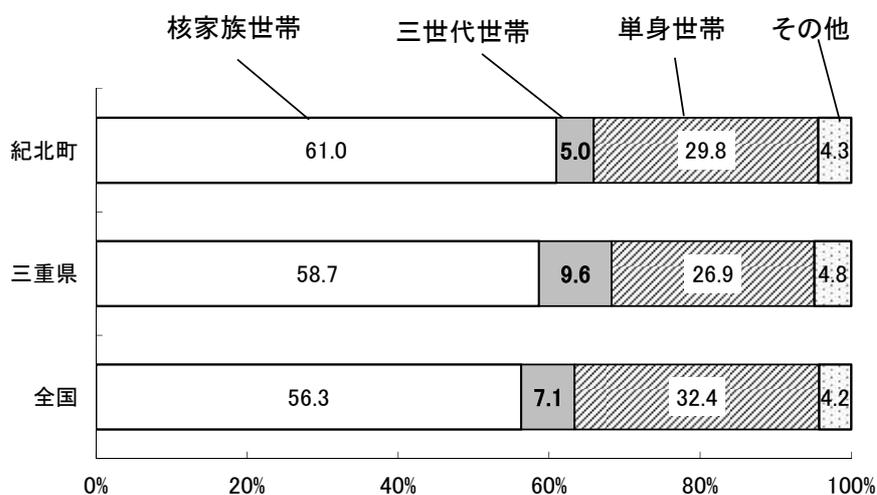
また、世帯構成を国、県と比較すると、本町は三世帯世帯の割合が少なく、核家族世帯が多い傾向がみられます。

世帯等の推移



資料：国勢調査

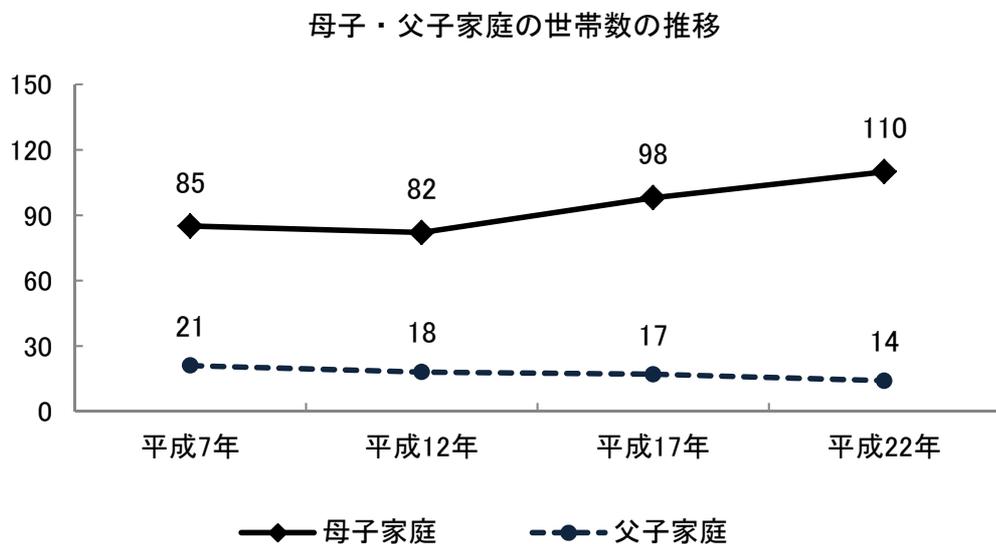
世帯構成割合の比較



資料：平成22年国勢調査

(2) 母子・父子家庭の世帯数の推移

本町の母子・父子家庭の世帯数の推移をみると、母子家庭は増加傾向にあり、平成22年には110世帯となっています。父子家庭については、平成22年で14世帯となっています。

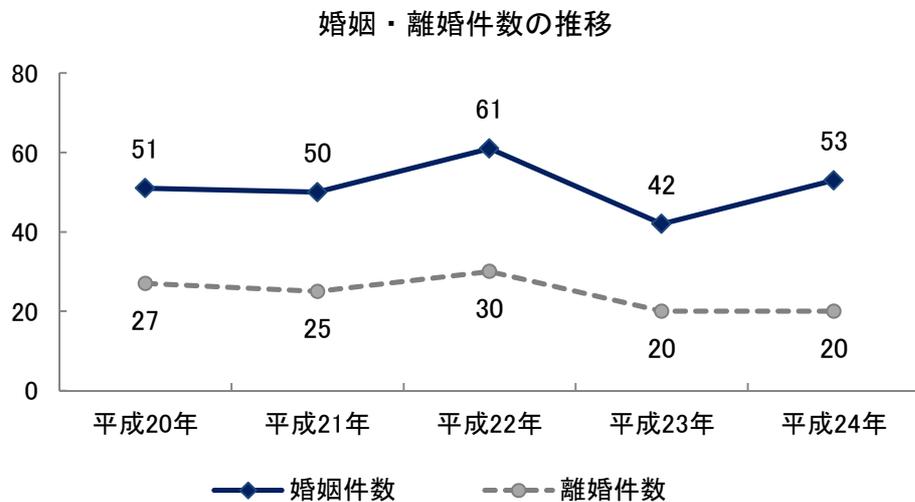


資料：国勢調査

4. 婚姻・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は平成24年で53件となっています。また、離婚件数は平成24年で20件となっています。



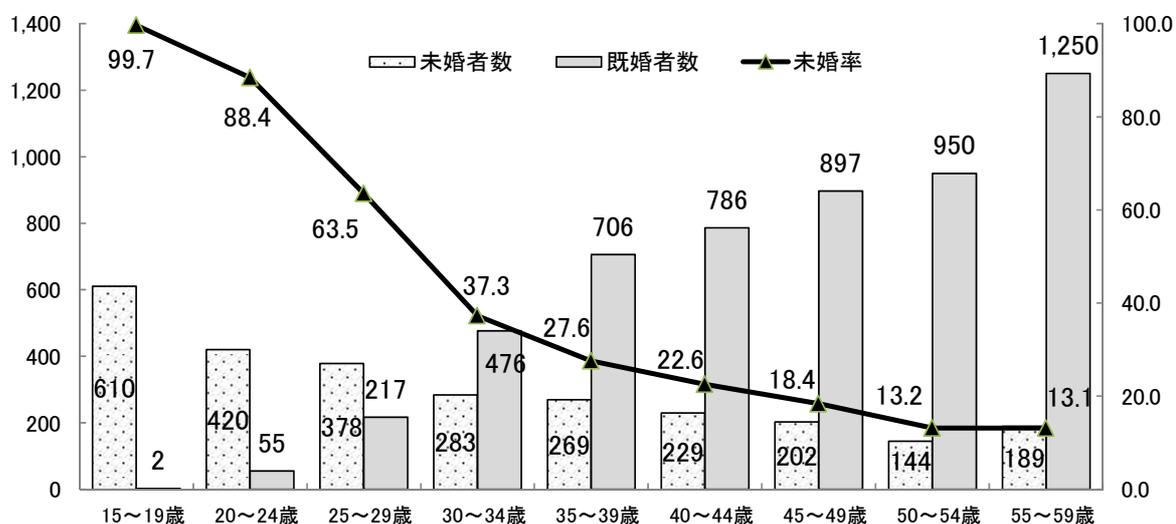
資料：人口動態統計

(2) 未婚者・既婚者の状況

本町の年齢別の未婚者・既婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半ではおよそ6割強（63.5%）ですが、30代前半では4割弱（37.3%）に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割強が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

また、婚姻年齢の中心層（20代後半・30代前半）の未婚率を国、県と比較すると、本町は男性の未婚率がやや多い傾向がみられます。

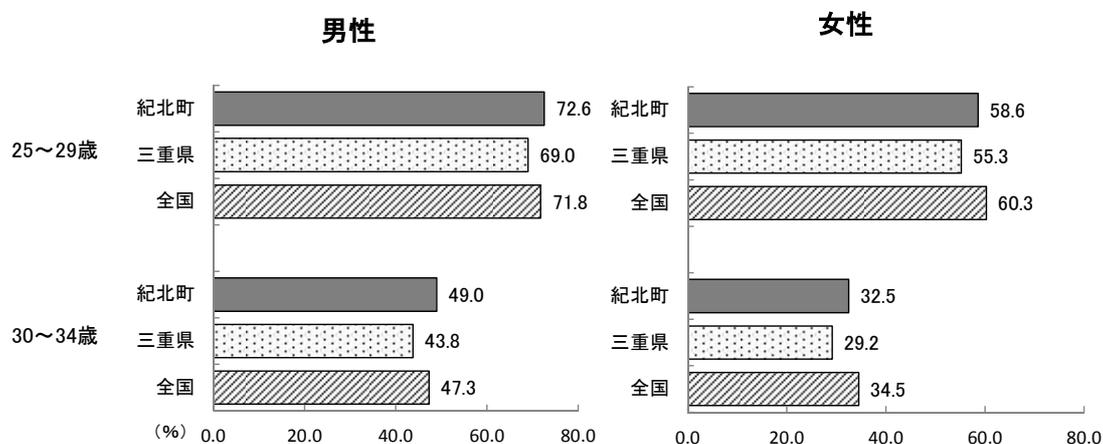
年齢別未婚者・既婚者の状況



※離婚・死別は既婚者数に含む。

資料：平成22年国勢調査

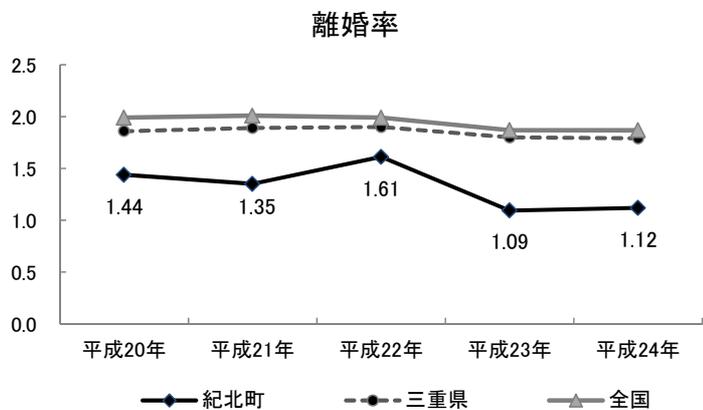
未婚率の比較



資料：平成22年国勢調査

(3) 離婚率の推移

本町の離婚率（人口千人あたり）の推移をみると、国、県を下回って推移しており、平成24年では1.12となっています。

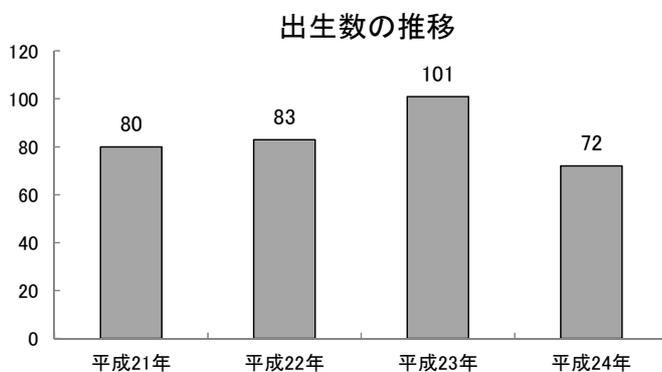


資料：人口動態調査

5. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数をみると、平成24年で72人となっています。



資料：人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率をみると、平成23年を除き、国、県の値を下回っています。

合計特殊出生率の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
紀北町	1.26	1.22	1.66	1.26
三重県	1.40	1.51	1.47	1.47
全国	1.37	1.39	1.39	1.41

資料：人口動態調査

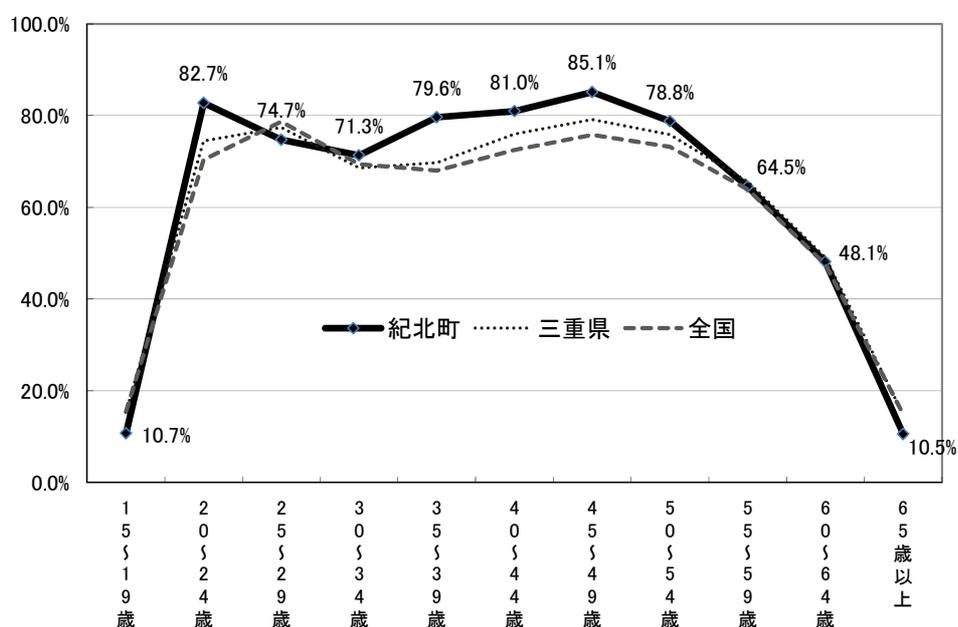
6. 労働力の状況

(1) 女性の年齢別労働力率の推移

本町の年齢5歳階級別の女性の労働力率をみると、20代から労働力率が70%以上で推移し、50代後半から大きく減少してきます。

本町は各年齢層の労働力率が国、県比べて、おおむね高い傾向にありますが、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別労働力率の推移



資料：平成22年国勢調査

第3章 ニーズ調査結果の概要

1. 調査目的等

本計画の策定にあたっては、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために就学前児童や小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象・回収率等

項目	内容
調査対象	①小学校就学前児童の保護者、②小学生児童の保護者
調査時期	平成25年11月～12月
調査方法	保育所・幼稚園・学校等での配布・回収及び郵送による配布・回収

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	460票	311票	67.6%
②小学生児童	580票	535票	92.2%

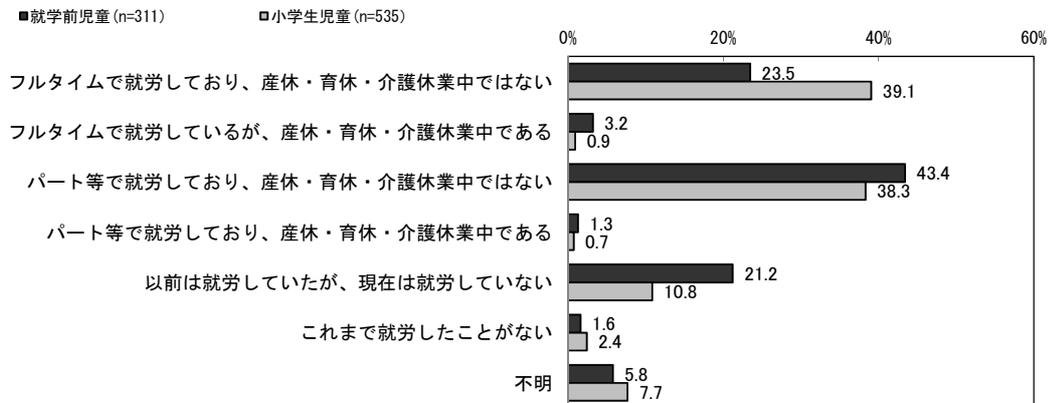
2. ニーズ調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況

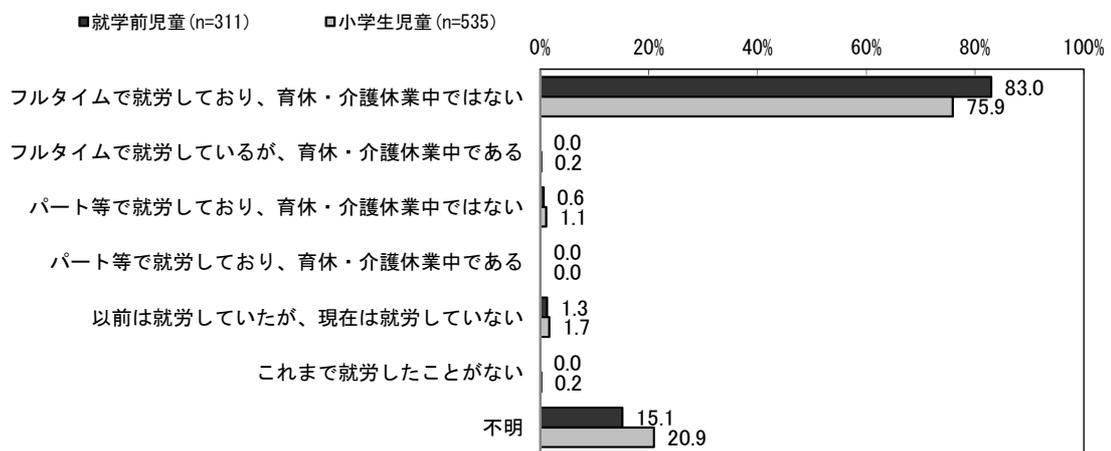
母親の就労状況は「パート・アルバイト等で就労」が就学前児童で43.4%、小学生児童で38.3%となっています。また、「フルタイムで就労」は、就学前児童で23.5%、小学生児童で39.1%となっています。

父親の就労状況は「フルタイムで就労」が多数を占めており、就学前児童が83.0%、小学生児童が75.9%となっています。

■母親の就労状況



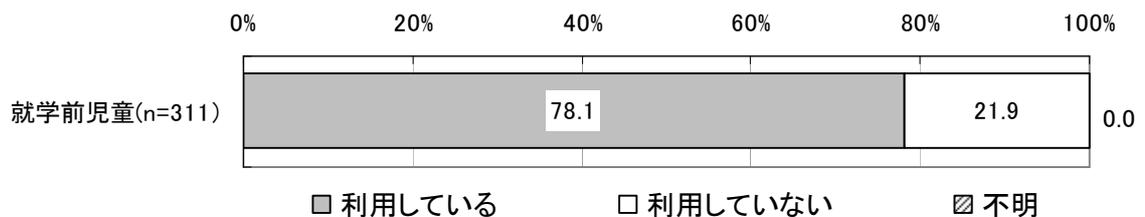
■父親の就労状況



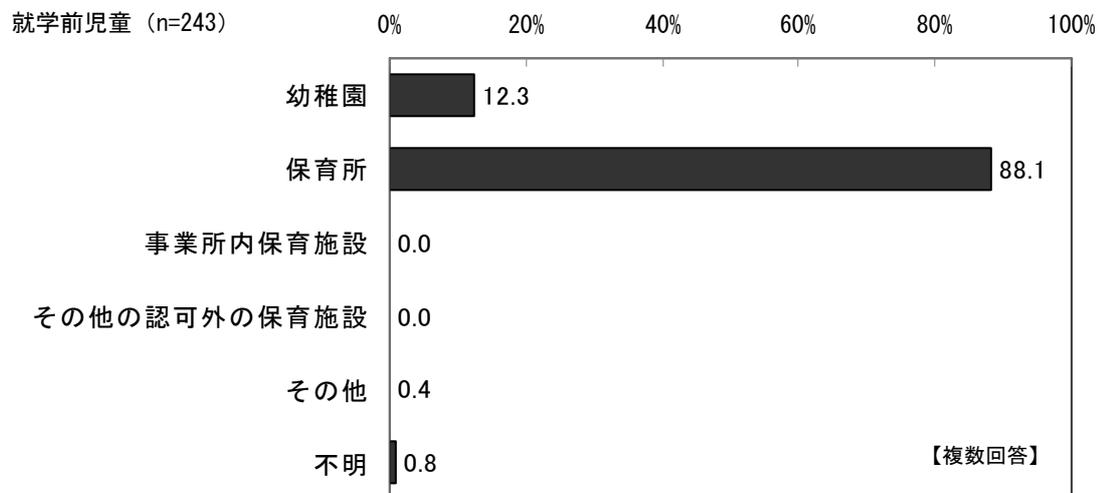
(2) 幼稚園や保育所などの利用状況について（就学前児童）

幼稚園や保育所などの利用について、「利用している」が7割をこえています。また、利用している施設やサービスについては、「保育所」が88.1%を占めています。

■幼稚園や保育所などの利用の有無

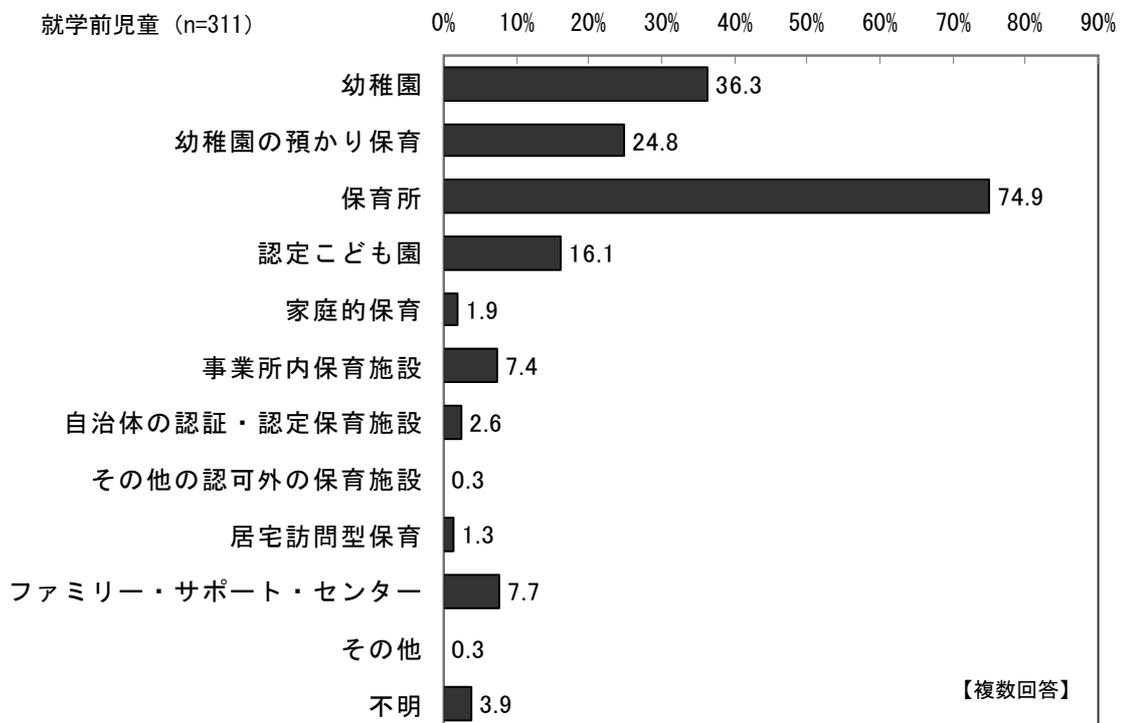


■利用している施設やサービス



(3) 利用したい教育・保育事業 (就学前児童)

「保育所」が74.9%で最も多く、次いで「幼稚園」が36.3%、「幼稚園の預かり保育」が24.8%、「認定こども園」が16.1%などとなっています。

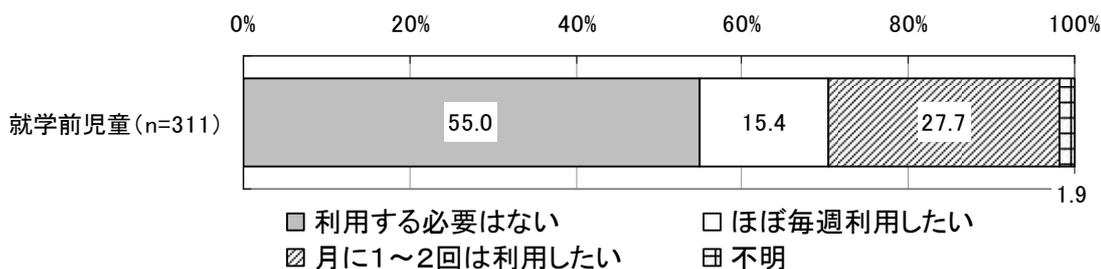


(4) 土曜日、休日の定期的な教育・保育施設等の利用希望（就学前児童）

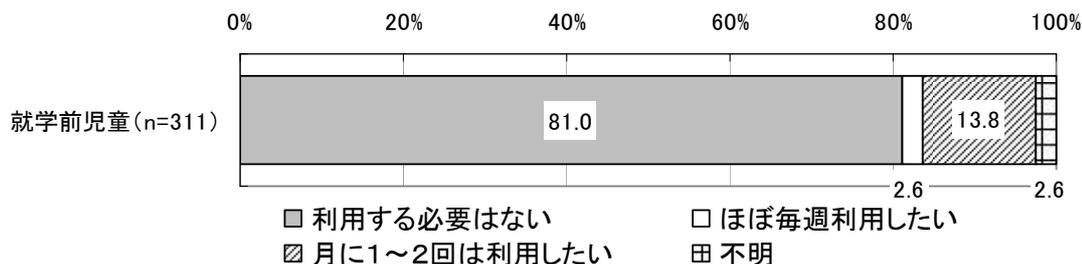
土曜日の利用意向は、「利用する必要はない」が55.0%で最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」が27.7%、「ほぼ毎週利用したい」が15.4%となっています。

また、休日（日曜日・祝日）の利用意向は、「利用する必要はない」が81.0%で最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」が13.8%、「ほぼ毎週利用したい」が2.6%となっています。

■土曜日の利用希望

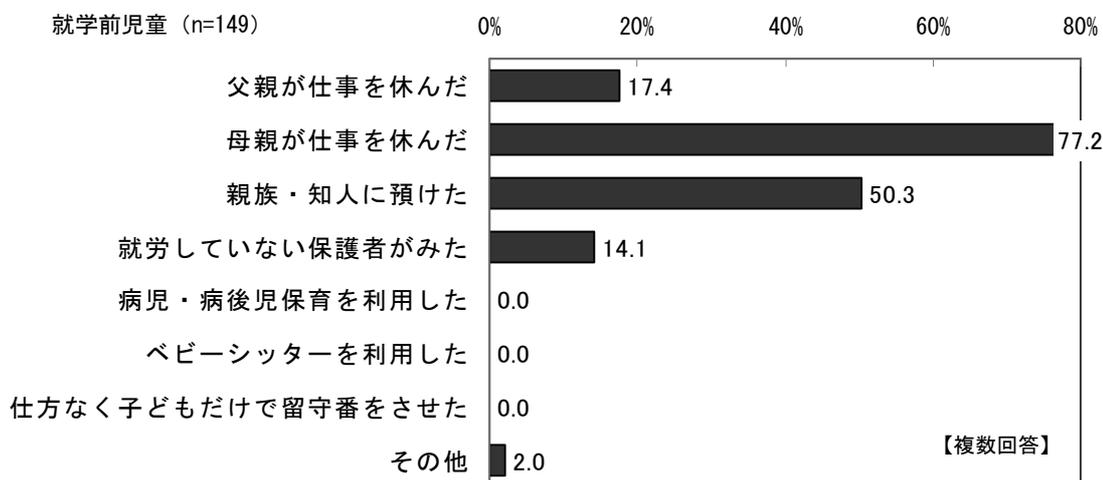


■休日（日曜日・祝日）の利用希望



(5) 病気やけがの際の対応について（就学前児童）

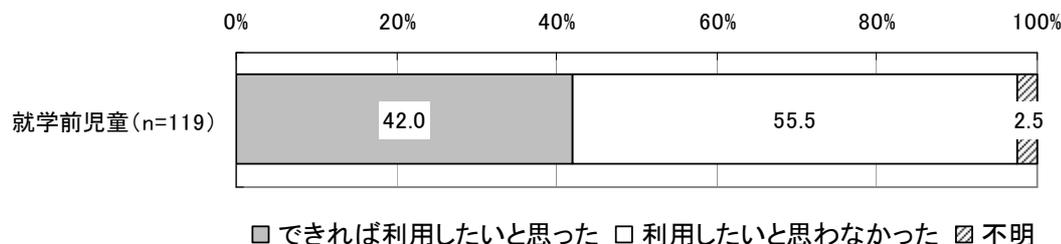
病気やけがで通常の教育・保育施設等が利用できなかった際の対処方法としては、母親が仕事を休んだ（77.2%）が最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に預けた」（50.3%）、「父親が仕事を休んだ」（17.4%）などの順となっています。



(6) 病児・病後児保育施設の利用意向

病児・病後児保育施設を「できれば利用したいと思った」が42.0%、「利用したいと思わなかった」が55.5%となっています。

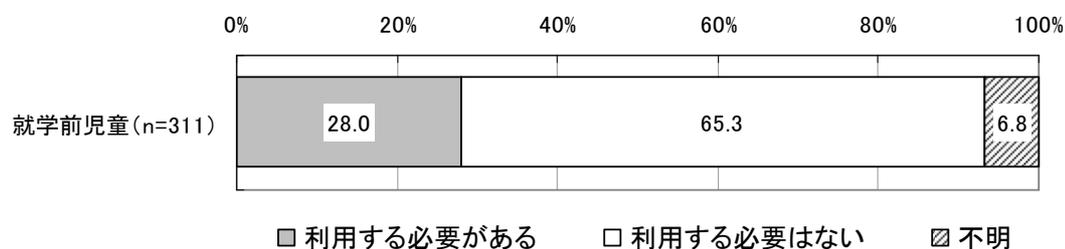
■病児・病後児保育施設の利用意向



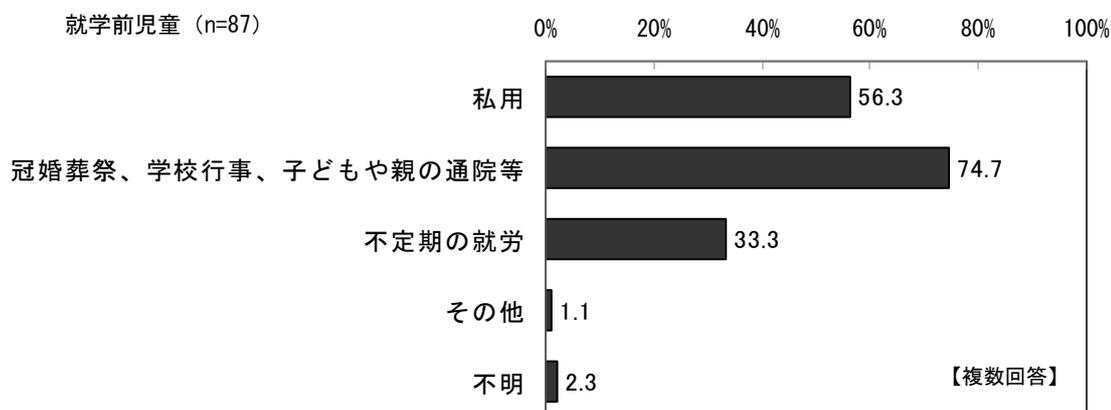
(7) 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向は、「利用する必要がある」が28.0%、「利用する必要はない」が65.3%となっています。また、利用したい理由として、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が74.7%で最も多く、次いで「私用」が56.3%、「不特定の就労」が33.3%となっています。

■利用意向



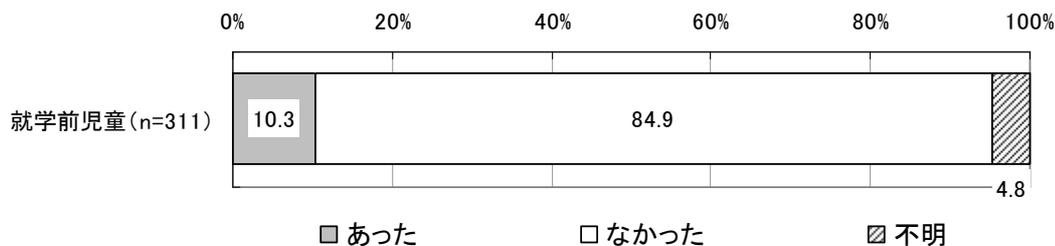
■利用したい理由【複数回答】（「利用したい」と回答した人のみ）



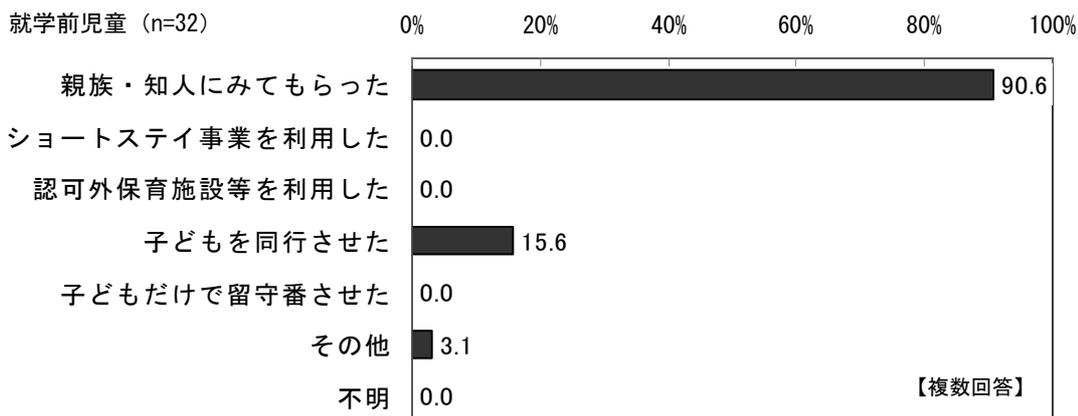
(8) 子どもを泊まりがけで家族以外の人に預けた機会の有無

泊まりがけで家族以外にみてもらう機会の有無は、「あった」が10.3%、「なかった」が84.9%となっています。また、対処方法としては、「親族・知人にみてもらった」が90.6%と多数を占めています。

■預けた機会の有無



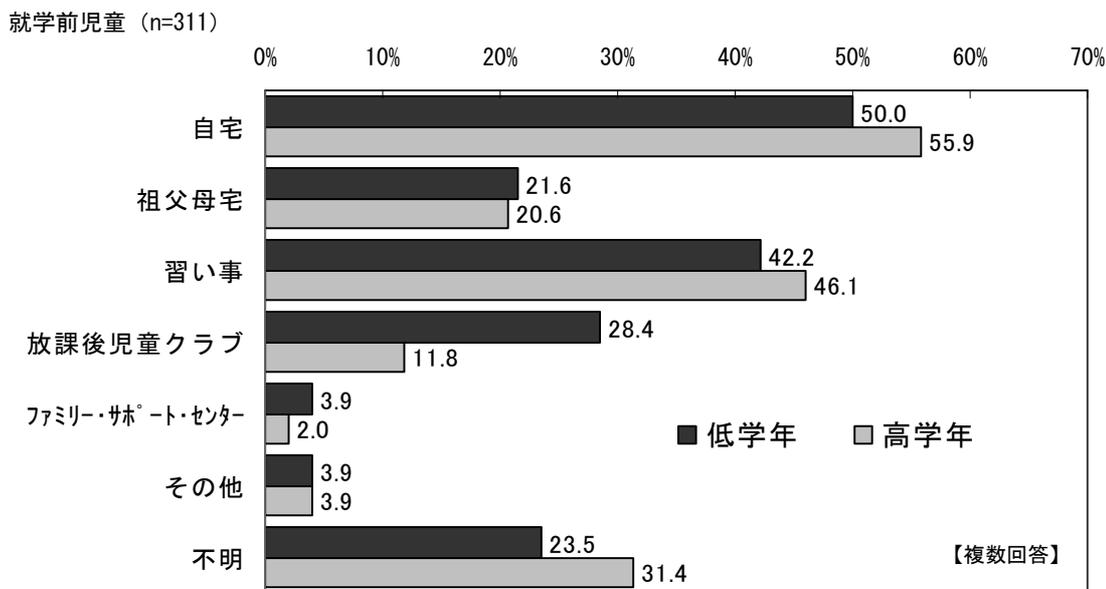
■対処方法【複数回答】（「あった」と回答した人のみ）



(9) 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童、5歳以上限定）

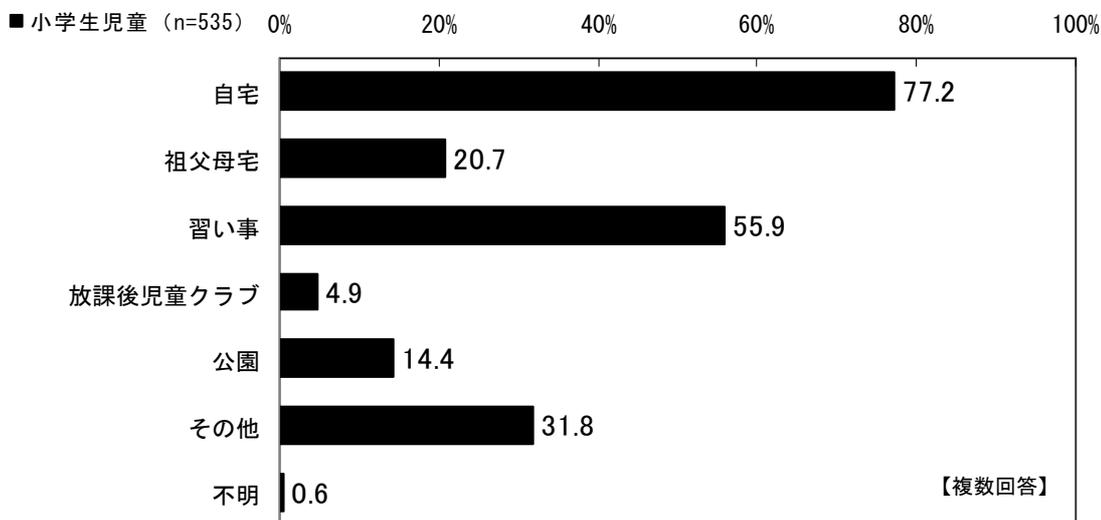
就学前のお子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、低学年の時期、高学年の時期ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」が続きます。

また、低学年より高学年では「自宅」、「習い事」の割合が多い傾向がみられます。



(10) 放課後の過ごし方（小学生児童）

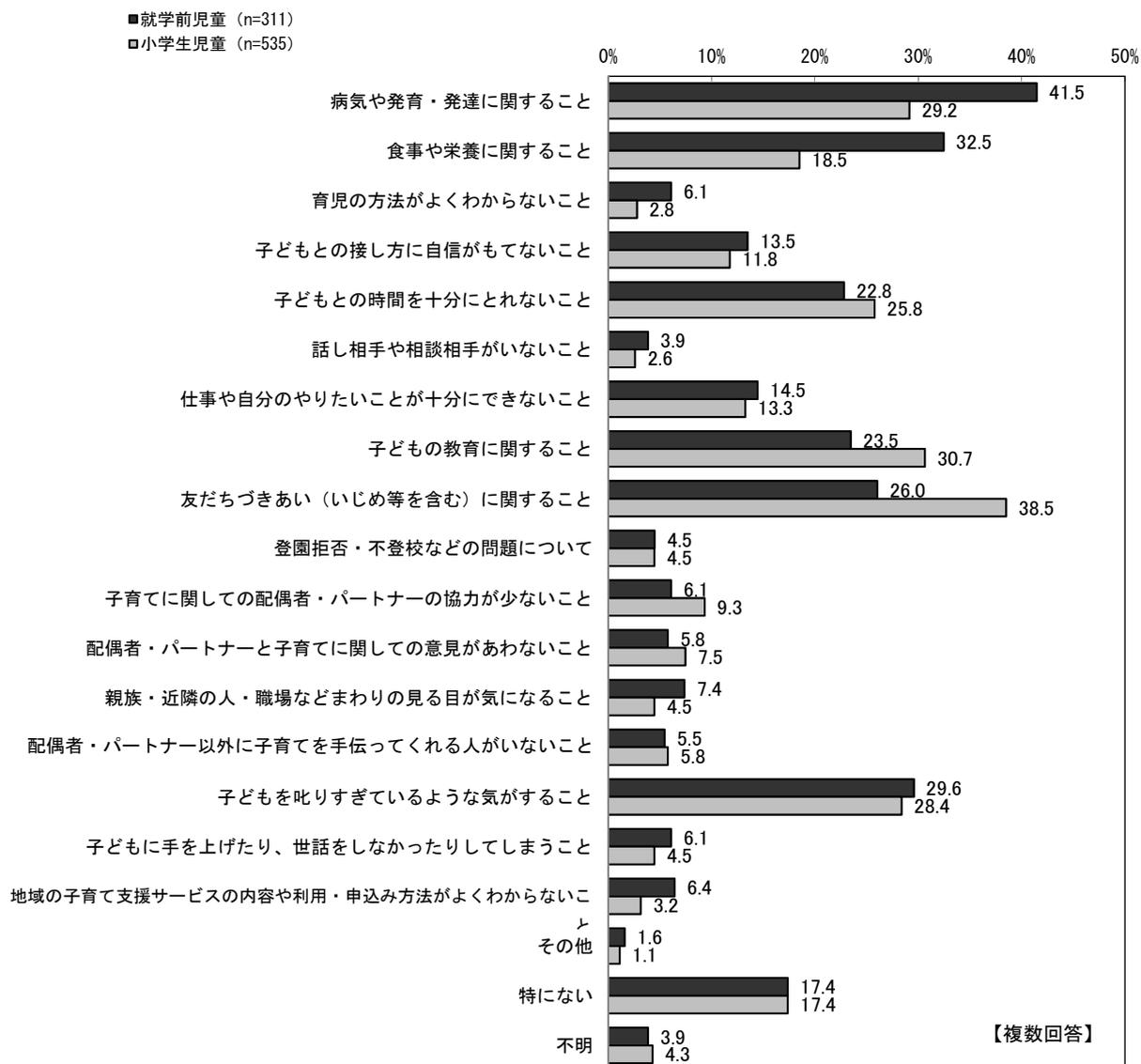
小学生のお子さんが放課後をどのように過ごしているかをたずねたところ、「自宅」が77.2%で最も多く、次いで「習い事」が55.9%、「祖父母宅」が20.7%などの順となっています。



(11) 子育てについて問題に感じていること

就学前児童では、「病気や発育・発達に関すること」(41.5%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(32.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」と(29.6%)が続きます。

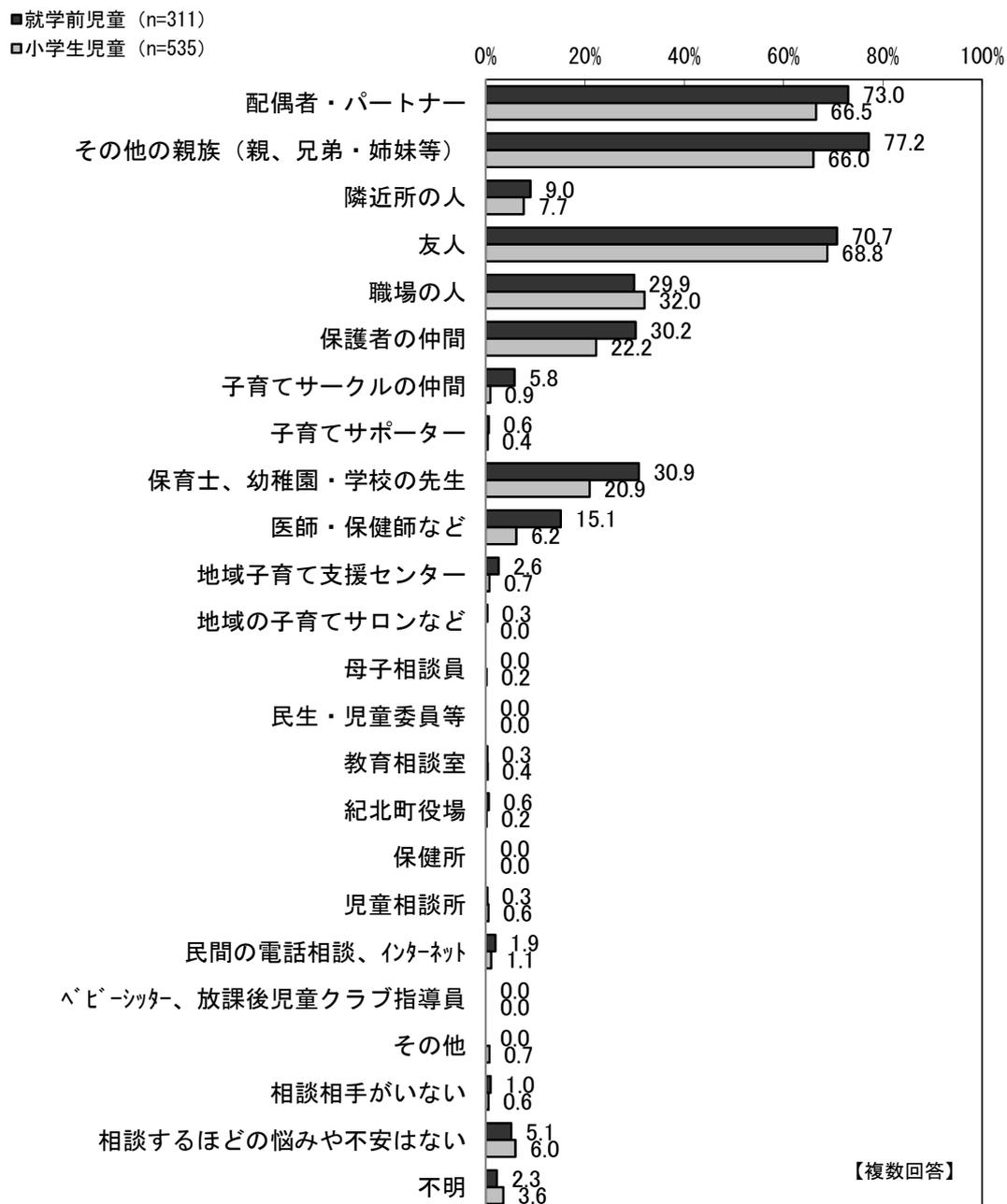
小学生児童では、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(38.5%)が最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(30.7%)、「病気や発育・発達に関する」と(29.2%)が続きます。



(12) 子育てに関する悩みの相談先

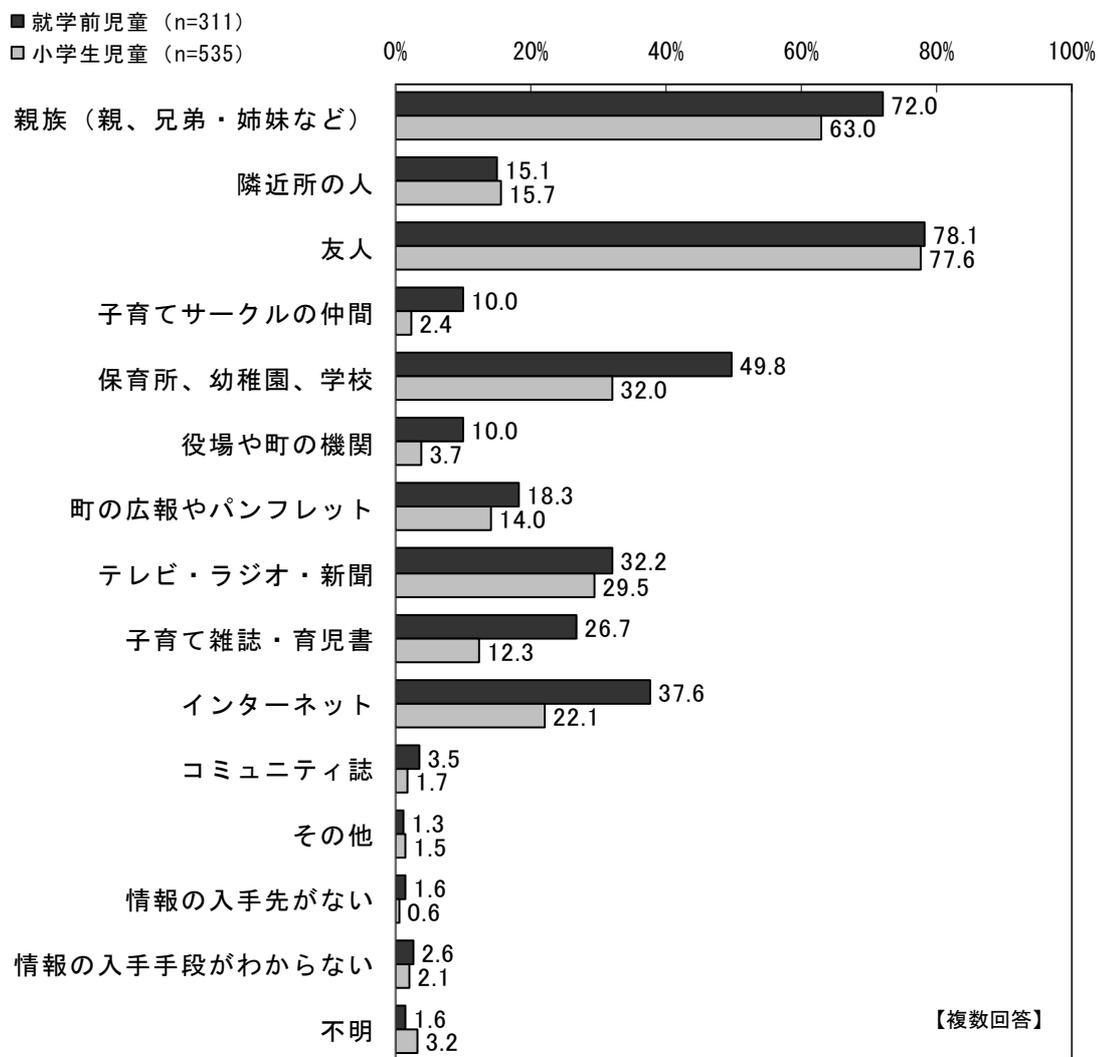
就学前児童では、「その他の親族（親、兄弟・姉妹等）」（77.2%）が最も多く、次いで「配偶者・パートナー」（73.0%）、「友人」（70.7%）が続きます。

小学生児童では、「友人」（68.8%）が最も多く、次いで「配偶者・パートナー」（66.5%）、「その他の親族（親、兄弟・姉妹等）」（66.0%）が続きます。



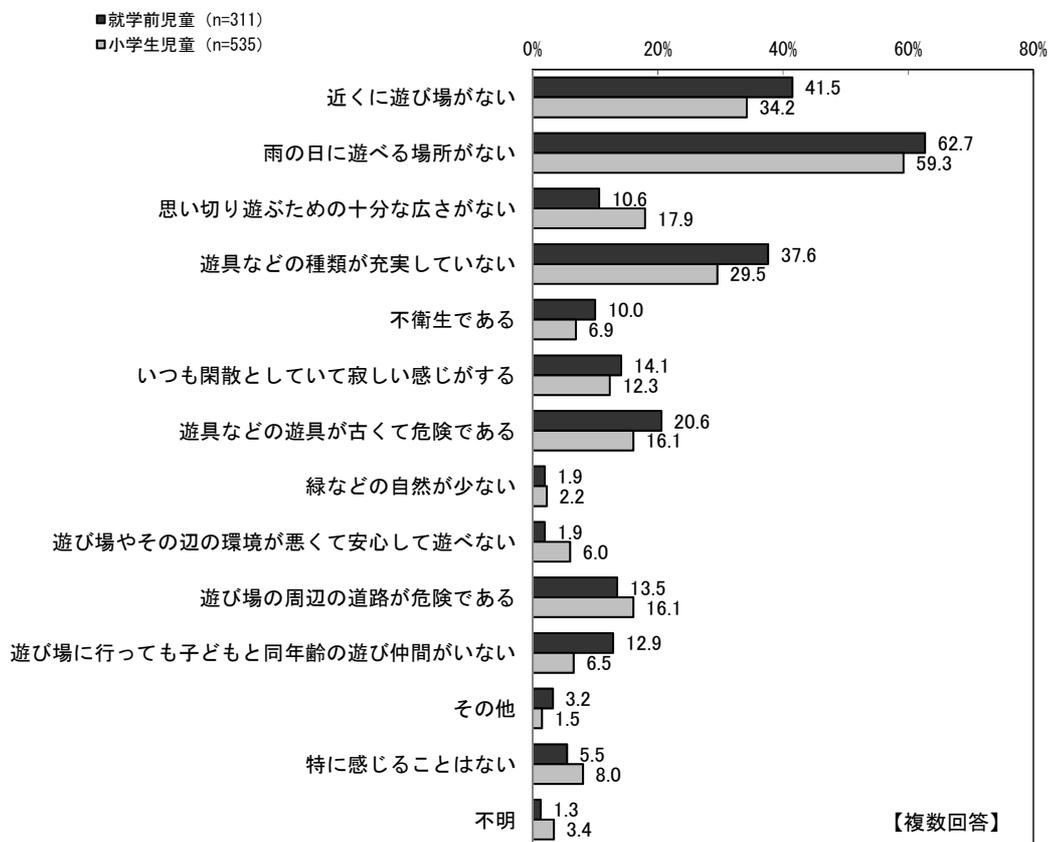
(13) 子育てに関する情報の入手

就学前児童、小学生児童ともに、「友人」が最も多く、次いで「親族（親、兄弟・姉妹など）」、「保育所、幼稚園、学校」が続きます。



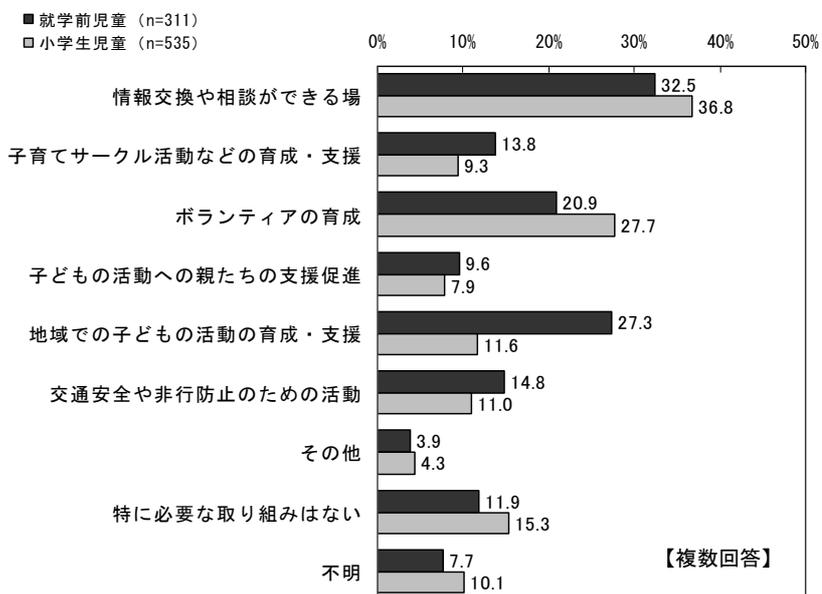
(14) 家の近くの遊び場について

就学前児童、小学生児童ともに、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、次いで「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」が続きます。



(15) 地域で必要な取り組み

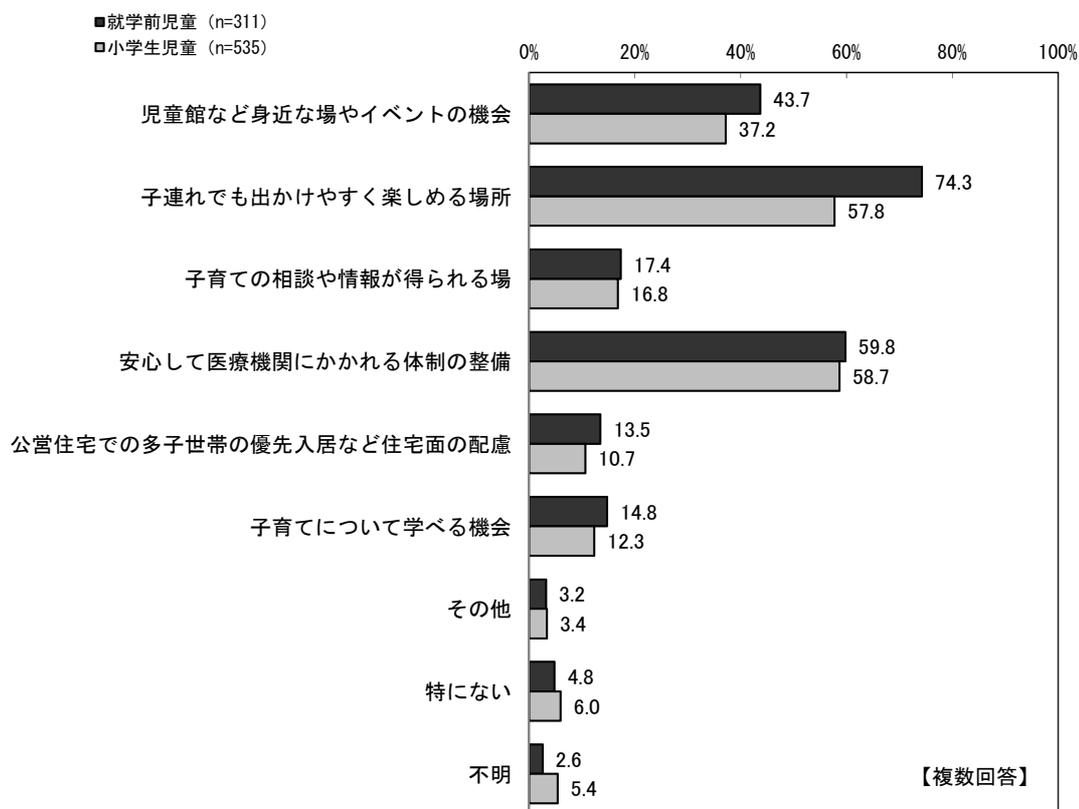
就学前児童、小学生児童ともに、「情報交換や相談ができる場」が最も多くなっています。



(16) 期待する子育て支援

就学前児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」(74.3%)が最も多く、次いで「安心して医療機関にかかれる体制の整備」(59.8%)、「児童館など身近な場やイベントの機会」(43.7%)などの順となっています。

小学生児童では、「安心して医療機関にかかれる体制の整備」(58.7%)が最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」(57.8%)、「児童館など身近な場やイベントの機会」(37.2%)などの順となっています。



第4章 計画の基本理念

1. 基本理念

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

このため、子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

子ども・子育て支援新制度は、以上のような考え方をもとに、子どもの親が子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

このため、地域や社会が、子を持つ親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

また、少子化の流れを変えるためにも、子どもを産みやすい環境づくりを進めると同時に、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる社会を目指し、家庭と地域と社会が手をつないで、「今」と「未来」の子どもを育むまちづくりを進めます。

本計画では、紀北町次世代育成支援対策地域行動計画の以下の基本理念を引き継ぐものとします。

安心して子どもを産み すこやかに育つまちづくり

2. 基本目標

次世代育成支援対策地域行動計画から子ども・子育て支援事業計画と、法制度は大きく変わったものの、子どもや子育て家庭を支援する基本的な方針に変わりはないことから、次世代育成支援対策地域行動計画の基本目標を発展させ、基本目標として掲げます。

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や父親の長時間労働に加え、近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱体化する中で、育児の負担が母親にのしかかり、母子2人きりで周囲から隔離されて一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が指摘されています。また、兄弟姉妹の減少などによって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる者が増加するなど、家庭や地域における子育て力の低下がみられます。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標 2 母親と子どもの健康づくりの充実

母子保健は、生涯を通じた健康な生活の出発点であり、子どもを安心して産み育てる基盤となるものです。しかしながら、母子を取り巻く社会環境の急速な変化や情報の氾濫などにより、妊娠・出産・育児に対する不安感が高まっています。

このため、きめ細やかな情報提供や相談体制の整備を図るとともに、医療の充実を推進し、安全・安心で快適な妊娠・出産や安心で楽しい育児が行えるよう支援します。

基本目標 3 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育は、次代の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかな大人へと成長するための重要な基礎となるものです。

このため、学校、家庭、地域、社会が一体となり、子どもの確かな学力と豊かな人間性を培う良好な教育環境の整備を推進します。

基本目標 4 子育てを支援する安全・安心な生活環境づくり

子どもを安心して産み育てるためには、妊産婦や乳幼児を持つ家庭が安心して暮らせる環境が必要です。しかしながら、社会環境の急速な変化などにより、子どもがのびのびと過ごせる環境が減少しています。また、都市化や情報化の進行などにより、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化し、子どもが犯罪や事故に巻き込まれるおそれが大きくなっています。

このため、子育て家庭のニーズに配慮したゆとりある住環境の充実や交通環境、公共施設等の生活基盤のバリアフリー化を図るとともに、時代の変化や地域の実情に即した防犯活動や被害防止対策、交通安全対策などを実施し、子どもを安全に安心して育てられるまちづくりをはじめとした生活環境の整備を推進します。

基本目標 5 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の社会進出が進む一方で、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が依然として残っています。また、職場優先の雰囲気から長時間労働が避けられず、子育てと仕事の両立が困難なため、出産をためらう傾向もみられます。

このため、仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。また、国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発活動を推進します。

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その虐待を防止するためには、社会全体で取り組んでいくことが必要です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまでの総合的な支援を図ります。また、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭への総合的な支援を図ります。

第5章 施策の目標と内容

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向性

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。

これらの取り組みに際しては、保護者が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性
施設整備費助成事業	民間保育所の改築等の借入金に対する利子補給を行う。	民間保育所支援として継続して事業を実施していく。
保育所運営費補助事業	民間保育所等に対する助成を行う。	民間保育所支援として継続して事業を実施していく。
放課後児童健全育成事業	放課後に保護者のいない家庭の小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、また健全育成を図るため、事業を実施していく。
地域子育て支援センター事業の充実	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う。	実施形態を検討し、より子育て家庭支援の充実を図る。
ファミリー・サポート・センターの検討	「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行う。	代替となるサービス含め、需要量等に応じ、事業を検討していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
おやこ広場	赤ちゃん相談時に、親子の交流を目的に、自由に遊べる場を開設している。	親子の交流という目的のほかに、核家族化に伴い、親同士の情報交換の場にもなっており、今後も継続して事業を実施していく。
おやこサークルの支援	子育てサークルに対する情報提供などの支援を行う。	地域子育て支援センター事業の実施形態により活動方法を検討していく。
情報提供の推進	広報やホームページ、ポータルサイト又は各種健診等の機会に、子育て世帯に対し、子育てに関する情報を提供する。	必要に応じ、子育てに関する情報を提供していく。
赤ちゃん相談	赤ちゃん相談等、随時子育てに関する悩みなどの相談を行う。	今後も安心して子育てできるよう相談事業を継続していく。



(2) 保育サービスの充実

施策の方向性

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

こうした保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図ります。

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性
通常保育事業の推進	保育の質の向上や受け入れ体制の整備を推進する。	減少が予測される児童数を考慮しながら、供給量（定員）を維持していく。
保育所地域活動事業の推進	保育所の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業を推進する。	保育所を地域に開かれた社会資源として、その機能を活用し、継続して交流事業を実施していく。
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業を推進する。	入所児童等の状況を考慮し、継続して事業を実施していく。
障害児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業を充実する。	保護者、保育所、町等が調整を行いながら、継続して障がい児の受け入れを推進していく。
重度障害児加配保育士事業の充実	重度障がい児に対する加配保育士の充実を図る。	保護者、保育所、町等が調整を行いながら、継続して加配保育士の充実を図っていく。
幼稚園での一時預かりの実施	保護者の諸事情により、一時的に家庭での保育が困難になるときなど幼稚園在園児を対象に、時間外の預かり保育を実施する。	関係機関、関係団体と連携し、実施に向けて検討を図る。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

施策の方向性

子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。

事業名	事業内容	今後の方向性
地域子育て支援センターの充実(再掲)	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業を充実する。	実施形態を検討し、より子育て家庭支援の充実を図る。

(4) 児童の健全育成

施策の方向性

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

児童の健全育成を図る上で、児童図書館、公民館、学校等の社会資源の活用及び主任児童委員、民生委員・児童委員、地域ボランティア、子ども会、自治会等と連携し、取り組みを進めていきます。

主任児童委員又は民生委員・児童委員が、地域で児童の健全育成や虐待の防止の取り組みなど子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となり進めていきます。

性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直りを支援します。

保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、要保護児童対策地域協議会を推進していきます。

インターネットや携帯電話による犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが発生していることから、青少年の健全育成を図るため、県や保護者、学校、育成団体等と協働して、社会環境の整備及び非行防止活動を推進していきます。

事業名	事業内容	今後の方向性
スポーツ教室の開催	心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室を開催する。	心身ともに健康な体力づくりを図るため継続して事業を実施していく。
児童手当の支給	法に基づく手当の支給を行う。	法制度に基づき継続して事業を実施していく。
就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童に対する就学奨励費を支給する。	随時申請を受付、継続して事業を実施していく。
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会を開催する。	犯罪や非行のない地域をつくり、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくるため、継続して事業を実施していく。
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	青少年育成連絡会議による青少年の健全育成活動を推進する。	地域の絆を深め、明るく心の通うまちづくりを推進するため継続して実施していく。
「子ども110番の家」の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板設置を推進する。	地域の未来を担う子どもたちが安全にかつ安心して生活できるよう事業を継続する。
図書館事業の推進	図書館におけるボランティアグループ等による読み聞かせ・紙芝居の定例的な開催等を推進する。	豊かな心の育成のため継続して事業を実施していく。
放課後子供教室推進事業の推進	いきいき子ども学園を中心に、地域の教育力を活用し様々な体験活動を実施する。	地域の教育力を活用し様々な体験活動を継続して実施していく。
学校施設開放の促進	子どものスポーツ活動の場として休日に学校施設開放を促進する。	地域のスポーツ環境整備を図るため継続して実施していく。
体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通した心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行う。	心身ともに健康な体力づくりを図るため継続して事業を実施していく。
農業体験活動事業	小学校において、地域の農業者との世代間交流を行う。	各小学校の総合学習で計画的に行っていく。
幼稚園の園庭開放の実施	園庭の開放を実施する。	今後も事業として行い、園庭を開放することで、入所児童と地域児童との交流を図る。
保育所の園庭開放の推進	保育所園庭の開放による、入所児童と地域児童との交流事業を推進する。	保育所を地域に開かれた社会資源として、その機能を活用し、継続して事業を実施していく。
街頭補導活動の推進	街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止を推進する。	地域の絆を深め、明るく心の通うまちづくりを推進するため継続して実施していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
有害図書立入調査の実施	書店、コンビニエンスストア等の立入調査を実施する。	地域ぐるみで子どもの健全育成、問題行動を未然に防ぐため継続して実施していく。
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙を配布する。	児童の健全育成を図るため継続して実施していく。
要保護及び準要保護児童就学援助事業	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき援助する。	随時申請を受付、継続して事業を実施していく。
要保護児童対策地域協議会の推進	関係機関が連携を図り、要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童・その家族への適切な支援を推進していく。	児童虐待等への対応力など、地域協議会の機能を強化していくため、継続して実施していく。



基本目標 2 母親と子どもの健康づくりの充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

施策の方向性

妊娠期、周産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、乳幼児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。

妊娠及び出産の経過に満足することがよい子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることから、妊婦に対し、相談の場の提供等を行います。

子どもを強く希望しながらも恵まれない夫婦に対して、不妊治療に係る費用の一部助成を推進していきます。

事業名	事業内容	今後の方向性
母子健康手帳の交付と妊婦指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導を行う。	健やかな妊娠や出産を確保する上で、妊婦が健康診査等を妊娠の早期から受けることができるよう妊娠届出証明書のない妊婦に対しても母子手帳等を早期に交付していく。
妊産婦健康相談の推進	妊産婦の悩みや不安等に対する保健師等による面談や電話相談を推進する。	今後も随時対応し、継続して事業を実施していく。
赤ちゃん相談の充実	乳幼児とその親を対象とした子育て相談を行う。	今後も安心して子育てできるよう継続して事業を実施していく。
妊婦健康診査の実施	妊婦を対象とした医療機関における健康診査を実施する。	公費負担により14回の助成を継続していく
乳児健康診査の実施	4か月及び10か月児を対象とした医療機関における健康診査を実施する。	乳児の健康確保のために継続して事業を実施していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月以上1歳8か月未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施する。	幼児の健康確保のために継続して事業を実施していく。
3歳6か月児健康診査の実施	3歳6か月以上3歳8か月未満の幼児を対象とした集団健康診査を実施する。	幼児の健康確保のために継続して事業を実施していく。
就学前成育健診	年長児を対象に、小児科医による発達検査と集団遊びを取り入れた集団行動の観察を行う。	就学前の子どもの発達障害の早期発見と支援を行い、就学につなげていく。
1歳6か月児健診後のフォロー	1歳6か月児健康診査において要観察とされた幼児とその親に対する指導相談する。	幼児の健康確保のために継続して事業を実施していく。
3歳6か月児健診後のフォロー	3歳6か月児健康診査において要観察とされた幼児とその親に対する指導相談する。	幼児の健康確保のために継続して事業を実施していく。
福祉医療費(子ども医療費)の支給	子どもを対象とした医療費を支給する。	今後更なる範囲拡大に向けて検討する必要がある。
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を実施する。	乳幼児の健康確保のために事業を継続していく。
おやこ広場の開催	親どうしの交流を図ることにより仲間づくりと子育て不安の軽減を推進する。	親同士の交流や情報交換の場として今後も事業を継続していく。
ブックスタート事業	赤ちゃんのこぼれや心を育てていく上で、絵本を介してかけがえのない時間を持つことを応援する事業(対象者は2~3か月児)。	こんにちは赤ちゃん事業とタイアップし継続して事業を実施していく。
要支援児訪問	こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健診等で経過観察が必要な乳幼児に対して訪問指導を行う。	乳幼児の健康確保のために事業を継続していく。
こんにちは赤ちゃん事業の実施	4か月までの乳児を持つ親に対して訪問指導を行う。	乳児の健康確保のため、また、子育て支援のために継続して事業を実施していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
不妊治療の支援制度の実施	不妊治療の際の助成を行う。	安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担の軽減を図るため継続して事業を実施していく。
乳幼児保健検討委員会	発達等で経過観察中の乳幼児について、関係者が集まり経過報告や検討を行う。	乳幼児の健康確保のために継続していく。
歯っぴー教室	歯科衛生士によるむし歯、歯周病予防の講話、歯みがき指導を行う。	歯の健康増進を図るために継続して事業を実施していく。
2歳6か月児歯科健診	歯科医による歯科検診と歯科衛生士による歯磨き指導及びフッ素塗布を行う。	歯の健康増進を図るために継続して事業を実施していく。
成人歯科健康診査	3歳6か月児健康診査受診者の保護者を対象に行う。	歯の健康増進を図るために継続して事業を実施していく。
フッ素塗布事業	1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診を受診した際に、フッ素塗布無料券を配布する。	歯の健康増進を図るために継続して事業を実施していく。
歯科保健専門委員会	乳幼児から高齢者まで生涯にわたる歯の健康増進を図るために歯科医、歯科衛生士、保健師が集まり、話し合いを行う。	歯の健康増進を図るために継続して事業を実施していく。



(2) 食育等の推進

施策の方向性

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

事業名	事業内容	今後の方向性
離乳食教室	離乳期の乳幼児を持つ保護者に対する離乳食の進め方の指導や調理実習等を行う。	乳幼児期の食育指導とむし歯予防を図るため継続して事業を実施していく。
母と子の料理(食生活改善推進員)の推進	食生活改善推進員による小学生とその親を対象とした適切な食習慣の自立形成に向けた栄養実習を行う。	食生活改善推進員による調理実習を通じた食育指導を継続して事業を実施していく。
親子クッキング教室	幼児と保護者に対して幼児食の指導や調理実習等を行う。	幼児期の食育指導とむし歯予防を図るため、継続して事業を実施していく。
子どもの食生活教室	小学生を対象に食生活の講話や調理実習を通して、食生活の大切さを学ぶ機会として開催する。	食生活の大切さを学ぶ機会とし継続して事業を実施していく。



(3) 思春期保健対策の充実

施策の方向性

中学生が離乳食・幼児食講習会やサークルの場で乳幼児とふれあうことにより将来の人間形成に必要な父性・母性を育めるよう推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性
中学生・乳幼児ふれあい体験学習	中学生が離乳食教室やサークルの場で乳幼児とふれあうことにより将来の人間形成に必要な父性・母性を育む。	将来の人間形成に必要な父性・母性を育むために継続して事業を実施していく。また、参加者の増加を図る。

(4) 小児医療の充実

施策の方向性

小児救急医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、県や近隣の市町、関係機関との連携の下にその充実に取り組めます。

事業名	事業内容	今後の方向性
救急医療体制の充実	医師会との連携を強化し、救急医療体制を確保する。	一次救急医療体制事業、病院群輪番制病院運営事業の推進を継続して実施していく。
緊急医療情報システムの啓発	休日や夜間に受診できる医療機関の情報を知ることができる「緊急医療情報システム」の活用を啓発する。	「緊急医療情報システム」の活用の啓発を推進していく。

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

施策の方向性

男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。

家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生等が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園や乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

事業名	事業内容	今後の方向性
中学生・乳幼児ふれあい体験学習（再掲）	中学生が離乳食教室やサークルの場で乳幼児とふれあうことにより将来の人間形成に必要な父性・母性を育む。	将来の人間形成に必要な父性・母性を育むために継続して事業を実施していく。また、参加者の増加を図る。
自分発見中学生地域ふれあい事業（職場体験の充実）	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行う。	計画どおり事業を行っていく。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

施策の方向性

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上や豊かな心の育成、健やかな体の育成などを推進するとともに、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など取り組みを進め、よりよい教育環境づくりを進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性
外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手（ALT）を全町立学校幼稚園へ派遣する。	計画どおり事業を行っていく。
図書館事業の推進（再掲）	図書館におけるボランティアグループ等による読み聞かせ・紙芝居の定例的な開催等を推進する。	豊かな心の育成のため継続して事業を実施していく。
教育相談活動の充実	三重県より派遣されるスクールカウンセラーや巡回相談による児童生徒・保護者の教育相談体制の充実を図る。	県教育委員会や適応指導教室・児童相談所等関連機関との連携を強化していく。
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の充実を図る。	計画どおり体験活動等を行っていく。
健やかな体の育成や食育の充実	心身の健康と安全・望ましい食習慣についての理解を深め、健康の増進と、体力の保持向上を図る。	専門医等地域との連携を強化していく。
情報モラル教育の充実	児童・生徒・保護者に対して、情報モラルや情報活用についての教育を進める。	子どもたちが的確な判断力を身に付けられるよう情報教育の充実を図る。
開かれた学校づくり	学校評議員制度を活用した学校づくりを行う。	今後もよりよい学校になるよう学校評議員制度を活用した学校づくりを行っていく。
学校施設の整備	学校施設の整備を充実する。	順次、耐震補強工事等にて、安全な学校施設の整備を行っていく。
信頼される学校づくり	教育活動への補助及び行事への協力を行う。	今後もよりよい学校になるよう様々な教育活動へ補助及び行事への協力していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
保育所、幼稚園と小学校の連携	保育所や幼稚園から小学校への円滑な移行のための連携を強化する。	幼保小中育ちのリレー事業を基盤にした研修会や交流会を継続して行い、豊かな育ちを支援するネットワークの強化を図っていく。
保育士・幼稚園教諭の研修等	保育士、幼稚園教諭の指導力向上のため、国・県などが主催する研修会への参加促進に努める。	研修を通して保育士、幼稚園教諭の知識を深め、資質向上を図るとともに、研修に参加しやすい体制づくりに努める。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向性

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた力を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

事業名	事業内容	今後の方向性
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動を推進する。	親子で参加できる多様な体験活動の機会の充実を図るため継続していく。
子ども会等地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進する。	地域活動の機会の充実を図るため事業を継続していく。
スポーツ教室の開催（再掲）	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室を開催する。	心身ともに健康な体力づくりを図るため継続して事業を実施していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
スポーツ少年団への支援	スポーツ少年団活動を通して、団員相互の交流、心身の鍛錬及び集団行動を学ぶとともに、生涯スポーツの礎を築くため、スポーツ少年団の活動を支援する。	今後も、スポーツ少年団の活動支援を行う。
放課後子供教室推進事業（再掲）	いきいき子ども学園を中心に、地域の教育力を活用し様々な体験活動を実施する。	地域の教育力を活用し様々な体験活動を継続して実施していく。
学校施設開放の促進（再掲）	子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放を促進する。	地域のスポーツ環境整備を図るため継続して実施していく。

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向性

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	事業内容	今後の方向性
有害図書立入調査の実施（再掲）	書店、コンビニエンスストア等の立入調査を実施する。	地域ぐるみで子どもの健全育成、問題行動を未然に防ぐ必要があるため実施していく。
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進（再掲）	青少年育成連絡会議による青少年の健全育成活動を推進する。	地域の絆を深め、明るく心の通うまちづくりを推進するため継続して実施していく。
「子ども110番の家」の推進（再掲）	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板設置を推進する。	地域の未来を担う子どもたちが安全にかつ安心して生活できるよう事業を継続していく。
街頭補導活動の推進（再掲）	街頭補導活動等で問題行動の早期発見及び未然防止を推進する。	地域の絆を深め、明るく心の通うまちづくりを推進するため継続して実施していく。
健全育成に関する啓発（再掲）	青少年の健全育成に関する啓発紙を配布する。	児童の健全育成を図るため継続して実施していく。

基本目標 4 子育てを支援する安全・安心な生活環境づくり

(1) 安全に遊べる場所の整備

施策の方向性

子どもの居場所となる公園や図書館などについては、施設・遊具の整備や安全面に配慮した整備に努めます。

事業名	事業内容	今後の方向性
既存公園の適切な管理と整備	既存公園の適切な管理や遊具の整備などを進め、子どもの健全な居場所づくりを推進する。	既設児童公園については、安全面に配慮した管理運営を継続して実施していく。
図書室等の施設の充実	多目的会館図書室、町民センター図書室及び児童図書館などの施設の充実や維持管理を進める。	引き続き大人から子どもまで幅広い世代に快適に利用してもらうために、維持・管理していく。

(2) 安全な生活環境の整備

施策の方向性

バリアフリー法や県条例等に基づき、歩道の整備を推進します。

交通量の多いエリアにおいては、歩道等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、また幹線道路においては、カーブミラー等を設置し、歩行者等の安全確保の整備を推進します。

妊産婦、乳幼児連れの方をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの取り組みを推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性
町道道路維持補修事業	町道の維持補修を行う。	引き続き町内一円の道路損耗か所の随時適正維持補修工事を実施していく。

事業名	事業内容	今後の方向性
町道道路改良事業	町単独の道路改良を行う。	住民の交通の安全性を確保するために引き続き道路の改良を行う。
交通安全対策事業	町内一円小規模交通安全施設整備を行う。	引き続き施設老朽化及び住民の要望等による町内一円小規模交通安全施設の整備を進める。
都市計画事務事業	秩序あるまちづくりを進めるため、適正な土地利用計画、都市施設の配置案を策定し整備プログラムを立案する。	引き続き都市計画審議会を開催し、適正な土地利用計画を検討していく。

(3) 安全・安心まちづくりの推進等

施策の方向性

犯罪防止のため、通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備とともに、警察署・防犯協会などと連携した防犯診断や防犯パトロールを定期的を実施し、防犯意識の啓発に努めます。

また、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者やスクールガード連絡協議会等の関係機関・団体と連携してパトロール活動を推進します。さらに、子どもたちを犯罪から守るための緊急避難場所である「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

さらに、子どもの交通安全の確保のため、交通安全団体等と連携し、交通ルールやマナーなど意識の高揚に努めるとともに、園児、児童、生徒に対する交通安全教育を実施します。

事業名	事業内容	今後の方向性
「子ども110番の家」の推進（再掲）	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」の看板設置を推進する。	地域の未来を担う子どもたちが安全にかつ安心して生活できるよう事業を継続していく。
防犯・安全対策事業	夜間犯罪防止のため、街灯の設置について助成を行う。	引き続き随時補助金交付を行っていく。

事業名	事業内容	今後の方向性
交通安全の推進	交通安全対策関係団体などと連携し、交通ルールや交通マナーなど交通安全についての住民意識の高揚を図る。	今後も継続的に交通安全について推進していく。
交通安全教育の促進	保育所・幼稚園・小学校・中学校等での交通安全教室の開催や交通安全ポスターを募集する。	毎年、交通安全ポスターの募集や交通安全教室を開催していく。
防犯啓発の推進	犯罪の発生しない明るい地域社会の実現を目指すため、関係団体などと連携し防犯活動を推進する。	今後も継続的に防犯活動を推進していく。
防犯ベルの配布	児童の安全を守るため、小学生に防犯ベルを配布する。	今後も継続して行っていく。



基本目標 5 仕事と家庭の両立支援の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

施策の方向性

すべての人が、安定した雇用の上に、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、いわゆるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が求められています。

今後も男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性
育児休業制度等の定着促進	育児休業制度等の定着促進や、男女がともに育児休業を取得しやすい職場、復職時の勤務体系への配慮など、企業における子育て支援に配慮した企業活動への働きかけを図る。	県等の関係機関と連携を図りながら事業所等への啓発に努める。
女性の再就職支援	ハローワーク等と連携し、就職・転職活動へのサポートや、就労に必要な技能を身につける講座を紹介し、雇用の促進につながるよう努めます。	関係機関と連携しながら、女性の再就職支援に努める。

(2) 男女共同参画による子育ての推進

施策の方向性

「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識や、家庭よりも職場を優先する個人、企業の意識に根ざしている部分が大きいと考えられます。

このため、家庭における男女共同参画を促進するために、家庭・地域・職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めます。

事業名	事業内容	今後の方向性
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性を啓発する。	男女共同参画社会の推進に向けて、県等の関係機関と連携を図りながら必要性を啓発していく。



基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

施策の方向性

子どもの個性や権利を尊重することは、子育てを社会全体で支え、健全な子どもの成長を支える環境づくりを進めるための前提となるため、子どもはもちろん、あらゆる人権を尊重する意識の高揚を図る必要があります。

本町では、福祉・医療・保健・警察等の関係機関の協力による要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めています。

また、児童虐待は、親の育児不安や育児疲れによるストレスなど、精神的に困窮している場合が多くなっていることから、児童虐待は誰にでも起こりうる身近な問題として捉え、子育て中の保護者が安心して子育てできる支援体制の整備に努める必要があります。

事業名	事業内容	今後の方向性
虐待の早期発見と予防	健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行う。	児童虐待の予防・早期発見等に取り組むため、関係機関と連携・協力し支援を継続していく。
子どもを虐待から守る家	県の指定を受けた「子どもを虐待から守る家」による虐待を受けた児童の一時的な避難場所の設置を行う。	県条例等に基づき、児童虐待の発生を予防し、早期発見を推進していくため、関係機関と連携・協力し支援を継続していく。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待防止のために、関係機関、民間団体の連携強化や支援など、必要な体制整備を行う。	児童虐待の予防・早期発見等への対応力など、地域協議会の機能を強化していくため、継続して実施していく。
主任児童委員、民生委員児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生委員・児童委員を積極的に活用する。	地域に身近な相談員としての主任児童委員、民生委員・児童委員とは今後とも、積極的に連携し、機能の強化を図る。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の方向性

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、母子家庭等の生活の安定・向上と児童の健全な育成を図るためには、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等の規定を踏まえた、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に向けた取り組みが必要となります。子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を、母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的にきめ細かく行うことが必要です。このような施策の推進を図るためには、国の基本方針に則した母子家庭等自立促進計画の策定が必要です。本計画はそれを包括した計画であり、今後においては母子家庭等に対して本計画に基づいた施策を実施していきます。

母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

事業名	事業内容	今後の方向性
福祉医療費(ひとり親家庭等医療費)助成制度	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の助成を行う。	今後更なる範囲拡大に向けて検討する必要がある。
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行う。	法制度に基づき、継続して事業を実施していく。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付を行う。	法制度に基づき、継続して事業を実施していく。

(3) 障がい児施策の実施

施策の方向性

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名	事業内容	今後の方向性
特別支援教育の充実	特別支援学級に在学する児童の就学奨励費補助事業を実施する。	随時申請を受付、継続して事業を実施していく。
障害児保育事業の推進（再掲）	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業の推進を図る。	保護者、保育所、町等が調整を行いながら、継続して事業を実施していく。
重度障害児加配保育士事業の充実（再掲）	重度障がい児に対する加配保育士の充実を図る。	保護者、保育所、町等が調整を行いながら、継続して事業を実施していく。
特別児童扶養手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行う。	法制度に基づき、継続して事業を実施していく。
福祉医療費（心身障害児（者）医療費）の助成制度	心身障がい児（者）を対象とした医療費の助成を行う。	今後更なる範囲拡大に向けて検討する必要がある。
特別支援学級児童介助教員設置事業	就学指導委員会の判定を受け、小中学生の保護者が希望した場合に、特別支援学級等での受け入れを行う。補助員配置による特別支援学級児童の教育を行う。	継続して受け入れを実施していく。
自立支援給付（居宅介護）	障がい児の居宅を訪問しサービスを提供する。	今後も継続して支援の安定した供給を図る必要がある。
補助具の交付及び日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付を行う。	利用相談も含め、支援センターと連携して給付に努める。

事業名	事業内容	今後の方向性
障害者施設の広域入所の検討	本町と尾鷲市の1市1町で広域入所を実施する。	新体系施設へ移行する施設においても引き続きサービスの提供を受けられるよう努力していく。
移動支援事業	社会参加を促進するための移動にあたり、介助のためのヘルパーを派遣する。	利用できる目的を明確にしていく必要性がある。
障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行う。	障がい児の保護者の経済的負担を軽減するため、今後も継続が必要である。
自立支援医療費（育成医療費）の支給	障がい児の身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる方に対して給付を行う。	医療機関との連携を強化し、障がい児の育成に必要な医療費助成制度の広報・啓発に努める。



第6章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町1区域として設定します。

2. 幼児期の学校教育・保育

(1) 認定区分等

町では、町内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の利用状況」に「利用希望」を加え、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 確保の内容及び実施時期

町は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設の確保の内容及び実施時期を定めます。

確保の内容等の設定において、将来人口推計結果をはじめ、ニーズ調査で把握された量の見込み過去の利用実績を加味して、量の見込みと確保の内容、実施時期を設定します。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

平成 27 年度		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1・2歳
①量の見込 (他市町の子ども)		35人 大紀町 2人	230人	10人	100人
②確保 の内容	幼稚園、保育所、認定こども園 (他市町の子ども)	町内 48人 大紀町 2人	250人	10人	120人
	地域型保育事業			0人	0人
	②-①	13人	20人	0人	20人
保育利用率(人口推計/量の見込)				46.4%	

平成 28 年度		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1・2歳
①量の見込 (他市町の子ども)		35人 大紀町 2人	230人	10人	100人
②確保 の内容	幼稚園、保育所、認定こども園 (他市町の子ども)	町内 48人 大紀町 2人	250人	10人	120人
	地域型保育事業			0人	0人
	②-①	13人	20人	0人	20人
保育利用率(人口推計/量の見込)				47.4%	

平成 29 年度		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1・2歳
①量の見込 (他市町の子ども)		35人 大紀町 2人	230人	10人	100人
②確保 の内容	幼稚園、保育所、認定こども園 (他市町の子ども)	町内 48人 大紀町 2人	250人	10人	120人
	地域型保育事業			0人	0人
	②-①	13人	20人	0人	20人
保育利用率(人口推計/量の見込)				48.7%	

平成 30 年度		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1・2歳
①量の見込 (他市町の子ども)		35人 大紀町 2人	230人	10人	100人
②確保 の内容	幼稚園、保育所、認定こども園 (他市町の子ども)	町内 48人 大紀町 2人	250人	10人	120人
	地域型保育事業			0人	20人
	②-①	13人	20人	0人	40人
保育利用率(人口推計/量の見込)				48.9%	

平成 31 年度		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上教育	3歳以上保育	0歳	1・2歳
①量の見込 (他市町の子ども)		35人 大紀町 2人	230人	10人	100人
②確保 の内容	幼稚園、保育所、認定こども園 (他市町の子ども)	町内 48人 大紀町 2人	250人	10人	120人
	地域型保育事業			0人	20人
	②-①	13人	20人	0人	40人
保育利用率(人口推計/量の見込)				49.3%	

■紀北町における0～5歳人口推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳	237	232	226	225	223
3～5歳	246	245	227	236	231

■参考：登録者数

	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	幼稚園 (3-5歳)	保育園 (所) (3-5歳)	保育園 (所) (0-2歳)	幼稚園 (3-5歳)	保育園 (所) (3-5歳)	保育園 (所) (0-2歳)	幼稚園 (3-5歳)	保育園 (所) (3-5歳)	保育園 (所) (0-2歳)
登録者数	88	252	121	67	244	108	41	232	116

3. 地域子ども・子育て支援事業

平成27年度から5年間における「地域子ども・子育て支援事業量の見込み」を定め、その「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を明確に定めて各年度の進捗管理を図ります。

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うことともに、子ども又は保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業で、利用希望を把握し、身近な場所でサービスが受けられるように把握した目標量及び確保の内容を設定していきます。

利用者支援に関する事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定していきます。地域的な特徴もとらえつつ、確保の内容について検討するものとします。

時間外保育事業（延長保育事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	25 人	25 人	25 人	24 人	24 人
②確保の内容	0 人 0 か所	0 人 0 か所	0 人 0 か所	10 人 1 か所	24 人 2 か所

(3) 放課後児童クラブ

保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に本町では放課後健全育成事業として放課後児童クラブを設置しています。

放課後児童クラブ

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100 人	95 人	90 人	85 人	80 人
②確保の内容	80 人				

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育を一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

子育て短期支援事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日				
②確保の内容	0 人日				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (訪問件数)	80件	78件	75件	73件	70件
②量の見込み (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③確保の内容	実施体制: 2人 実施機関: 紀北町	実施体制: 2人 実施機関: 紀北町	実施体制: 2人 実施機関: 紀北町	実施体制: 2人 実施機関: 紀北町	実施体制: 2人 実施機関: 紀北町

(6) 養育支援訪問事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。

養育訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3件	3件	3件	3件	3件

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。利用者希望数、利用実績等を勘案して、適切な事業目標量を定めます。

地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	604人回	591人回	576人回	574人回	569人回
②確保の内容	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)	800人回 (3か所)

※月間延べ利用人数

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に、保護者の疾病、出産、介護等で一時的に保育が必要となった園児を預ける事業と、保育所等を利用していない就学前までの児童（主に0～2歳まで）を、保護者が疾病、出産、介護、児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

一時預かり事業

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
①量の見込み	幼稚園利用者	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
	保育所利用者	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
	その他	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日	1,000 人日
②確保の内容		500 人日 (4か所)	2,000 人日 (4か所)	2,100 人日 (7か所)	2,100 人日 (7か所)	2,500 人日 (10か所)

※その他には3号認定者を含む。

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。確保については、利用希望の動向を見ながら検討していきます。

病児・病後児保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	51 人日	50 人日	48 人日	48 人日	48 人日
②確保の内容	0 人日 (0か所)	0 人日 (0か所)	0 人日 (0か所)	0 人日 (0か所)	48 人日 (1か所)

(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助け合い活動をする制度です。利用実績に基づき適切な目標事業量を定めます。

ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50 人日	44 人日	42 人日	39 人日	38 人日

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。町では妊婦の健康管理を目的に医療機関に委託して健診を実施しており、14 回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子健康手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

妊婦健康診査

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
①量の見込み		78 人 (健診回数 14 回)	75 人 (健診回数 14 回)	73 人 (健診回数 14 回)	70 人 (健診回数 14 回)	70 人 (健診回数 14 回)
②確保の内容	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	19 項目				
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に向けて、認定こども園の普及をはじめ、幼児期の教育の充実、保育所・幼稚園・小学校の連携強化に努めます。

5. 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

①放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

- ・平成26年度現在において、町内11小学校区において2か所開設されており、定員の合計数は80人となっております。
- ・今後については、「第5章-3-(3)放課後児童クラブ」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブで引き続き実施していきます。

	平成 26 年度 (現状)	平成 31 年度 (目標)
放課後児童クラブ (施設数)	2 か所 (44 人)	2 か所 (80 人)

②放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

- ・平成 26 年度現在において、町内 11 小学校すべての校区を対象に 2 か所設置されています。既存の放課後子供教室を引き続き実施していきます。

	平成 26 年度 (現状)	平成 31 年度 (目標)
放課後子供教室 (か所数)	2 か所	2 か所

③一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

- ・一体型による体制づくりを検討していきます。

	平成 26 年度 (現状)	平成 31 年度 (目標)
一体型の 放課後児童クラブ及び 放課後子供教室	0 か所	1 か所

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

- ・一体的な実施のために、どのような運営方法ができるのかなど、運営委員会等で検討していきます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

- ・小学校の状況を見据えながら、学校及び地域、教育委員会、福祉保健課が、各々の地域において余裕教室等の利用方法について協議を行っていきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施にかかる教育委員会と福祉保健課の具体的な連携に関する方策

- ・地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、『放課後子ども総合プラン』の中で求められている運営委員会において、教

育委員会と福祉保健課が一層連携し、地域や学校等の協力も得ながら進めていきます。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取り組み

- ・保護者のニーズ把握を適宜行い、必要に応じて延長に向けた協議を行っていきます。

(2) 放課後対策の推進体制

- ・教育委員会と福祉保健課が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分協議を行い、教育委員会と福祉保健課の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけられた施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるために、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、福祉保健課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策は、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努め、必要な支援については今後も要望していきます。

(3) 近隣市町との連携

近年の行政施策では、福祉施設の整備等、広域的な観点から近隣市町との連携を密にした取り組みが必要となるものも少なくありません。本計画では、広域的な連携のもとで施設等を整備する施策はありませんが、就労環境の向上や子どもの安全対策、青少年の健全育成など、広域的な観点から進めることでより効果が期待できる取り組みも計画に位置づけています。そのため、計画の推進にあたっては、近隣市町との連携強化に努め、広域的な観点から子育て支援及び子どもの健全育成の環境づくりを進めていきます。

2. 計画の進行管理

(1) 住民への計画の周知と相談体制の確立

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ること、公的な支援についてはそれぞれが必要に応じて活用し、住民の主体的な取り組みについては、それぞれの立場に応じた協力体制をつくっていくことが理想となります。そのため、今後は、施策の推進とあわせて、住民への計画の周知と施策のPRに努めていきます。

また、各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、福祉保健課が中心となり、地域子育て支援センターや保育所・幼稚園等がそれぞれ情報の共有化を図るとともに、それぞれの事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に常に応じられるような体制づくりを進めます。

(2) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のためには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進捗管理を行うため、評価（Check）、改善（Action）に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を推進します。



資料

1. 計画策定について

(1) 紀北町子ども・子育て会議設置要綱

紀北町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、紀北町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査・審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、町長に答申し、又は意見を述べることができる。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱した委員12人以内をもって構成する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 前条の規定により委嘱された委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 会議は、特別の事項を調査研究するために専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、福祉保健課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この告示の施行以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(2) 紀北町子ども・子育て会議委員

■紀北町子ども・子育て会議委員

	構成	役職等	氏名	備考
1	見識を有する者	紀州児童相談所所長	村上 洋子	
2	児童福祉関係者	紀北町民生・児童委員協議会会長	松永 幸也	会長
3		紀北町保育所運営協議会会長	西村 卓二	副会長
4		子育て支援センター代表	横江 ゆう子	
5		紀北町校長会会長	二村 隆道	
6		紀北町 PTA 連絡協議会会長	直江 和哉	
7		保育所保護者代表	米倉 弘幸	
8		町立幼稚園保護者会代表	中野 洋二	
9		子育てサークル代表	加藤 あゆみ	
10		紀北町社会福祉協議会事務局長	奥川 英	
11		町長が認める者	町内医師会代表	加藤 康子
12	学校教育課長		玉津 武幸	

※平成 26 年度

■事務局

	役職	氏名	備考
1	福祉保健課長	大谷 眞吾	
2	福祉保健課課長補佐	宮地 浩	
3	福祉保健課係長	疇地 啓太	
4	福祉保健課主査	長井 礼子	
5	福祉保健課主任	石倉 広紀	

※平成 26 年度

2. 用語解説

【あ行】

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

【か行】

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを産むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「紀北町子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。この3法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされている。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に公布された法律。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成 15 年 7 月に公布された法律。

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19 人以下の少人数の保育により、0 歳から 2 歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【ま行】

マネジメントサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（plan：計画→do：実行→check：検証→act：改善）

のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。

【ら行】

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

紀北町子ども・子育て支援事業計画(改訂版)
(平成 27 年度～平成 31 年度)

発 行 紀北町福祉保健課
発行年月 平成 27 年 3 月 (初版)
平成 28 年 3 月 (改訂版)

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 769 番地 1
電話 0597-46-3122 F A X 0597-47-5903